

# 平成28年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成29年3月28日（火）10:00～12:00

場所：関内新井ビル11階 関内新井ホール

## 次 第

### 1 新委員紹介

### 2 議 題

#### (1) 委員長の選出

### 3 報 告

(1) いわゆる「ごみ屋敷」対策について 【資料3】

(2) 生活困窮者自立支援制度の動向について 【資料4】

(3) 障害者差別解消に関する取組状況について 【資料5】

(4) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について 【資料6】

### 4 その他

(1) 平成29年度健康福祉局予算について 【資料7】

#### 《配付資料》

【資料1】横浜市社会福祉審議会について及び根拠法令等抜粋

【資料2】委員名簿・事務局名簿

【資料3】いわゆる「ごみ屋敷」対策について

【資料4】生活困窮者自立支援制度の動向について

【資料5】障害者差別解消に関する取組状況について

【資料6】横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について

【資料7】平成29年度健康福祉局予算について

## 横浜市社会福祉審議会について

## 1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

## 2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

## 3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 35 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（22人）は次のとおり。

|              |      |
|--------------|------|
| 市会議員         | 3 人  |
| 社会福祉事業に従事する者 | 10 人 |
| 学識経験のある者     | 9 人  |

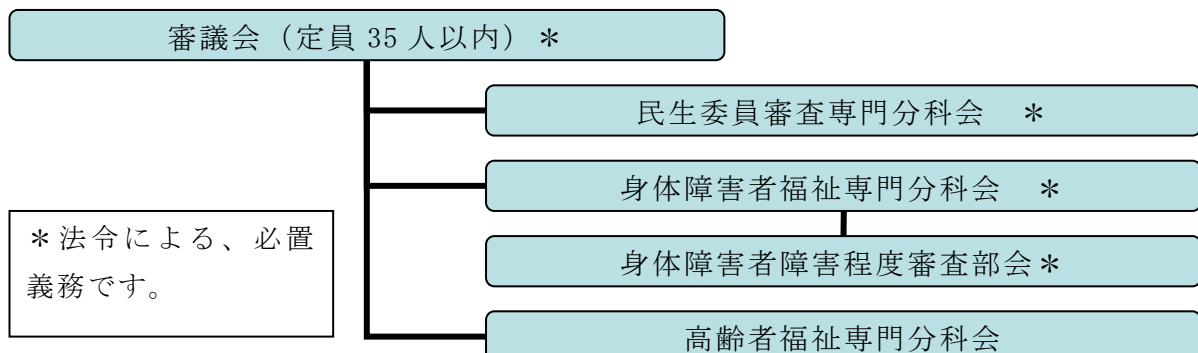
## （参考）社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

## 4 任期・報酬

任期は 3 年（平成 28 年 1 月 12 日～平成 31 年 1 月 11 日）、報酬は 14,000 円（日額）となっています。

## 5 組織（専門分科会及び審査部会）



## 6 これまでの審議会の開催状況

(平成27年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：3回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(平成26年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

## 7 答申等の状況

| 諮問年月日      | 答申年月日       | 件名   | 名      |
|------------|-------------|--|--------|
| 昭48. 7. 24 | 昭51. 3. 31  | 老人の居宅対策について  |        |
| 昭48. 7. 24 | 昭51. 3. 31  | 身体障害者の居宅対策について                                       |        |
| 昭51. 7. 20 | 昭53. 2. 23  | 社会福祉施設のあり方について<br>1 老人福祉施設対策について<br>2 身体障害者の施設対策について |        |
| 昭53. 7. 20 | 昭54. 4. 17  | リハビリテーション施設のあり方について                                  | (中間答申) |
|            | 昭55. 3. 31  |  | (答申)   |
| 昭53. 7. 20 | 昭55. 3. 31  | 高齢者の生きがい対策について                                       |        |
| —          | 昭55. 10. 30 | 国際障害者年についての意見具申について                                  |        |
| 昭57. 7. 5  | 昭59. 3. 27  | 高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策                                 |        |
| 昭57. 7. 5  | 昭59. 3. 27  | 身体障害者のスポーツ振興について                                     |        |
| 昭59. 7. 5  | 昭60. 7. 15  | 社会福祉施設の設置・運営のあり方について                                 | (中間答申) |
|            | 昭61. 10. 27 |  | (答申)   |
| 平2. 4. 27  | 平4. 12. 1   | 横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について                        |        |
| —          | 平14. 12. 16 | 地域福祉計画の策定について (意見具申)                                 |        |
| —          | 平18. 1. 31  | 民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)                                |        |
| —          | 平20. 7. 9   | 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)                           |        |
| 平22. 8. 13 | 平23. 3. 7   | 横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)                          |        |

## 社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日  
法 律 第 4 5 号

## 第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

**第七条** 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

**第八条** 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

**第九条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

**第十条** 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

**第十一条** 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

**第十二条** 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

**第十三条** この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日  
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

**第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法\*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

**第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

\*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

# 横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

**第 1 条** この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

**第 2 条** 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

**第 3 条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

**第 5 条** 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

**第 6 条** 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第 7 条** 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

**附 則**(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

# 横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日  
最近改正 平成25年6月14日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定数)

第2条 審議会は委員35人以内で組織する。

(所管事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを



定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

## 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市社会福祉審議会委員名簿  
(任期：平成28年1月12日～平成31年1月11日)

|                          |
|--------------------------|
| 資料2                      |
| 平成29年3月28日<br>横浜市社会福祉審議会 |

(敬称略)

|                 | 氏名                     | 団体                     | 分科会 | 就任     |
|-----------------|------------------------|------------------------|-----|--------|
| 市会議員            | 1 さいとう けんいち<br>芥藤 伸一   | 市会健康福祉・医療委員会 委員長       | 民生  | H28.6  |
|                 | 2 おおいわ まさかず<br>大岩 真善和  | 市会健康福祉・医療委員会 副委員長      | 民生  | H28.6  |
|                 | 3 うえの もりお<br>上野 盛郎     | 市会健康福祉・医療委員会 委員        | 民生  | H28.6  |
| 社会福祉事業従事者(五十音順) | 4 おおば しげみ<br>大場 茂美     | 横浜市社会福祉協議会会長           | 高齢  | H28.6  |
|                 | 5 おくら とおる<br>小倉 徹      | 横浜市福祉事業経営者会会長          | 高齢  | H25.7  |
|                 | 6 おがわ じゅん<br>小川 淳      | 横浜市総合リハビリテーションセンター長    | 身障  | H28.1  |
|                 | 7 さかた のぶこ<br>坂田 信子     | 横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長     | 身障  | H25.1  |
|                 | 8 すずき ひろまさ<br>鈴木 啓正    | 横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長    | 高齢  | H25.8  |
|                 | 9 たかやま けん<br>高山 健      | 横浜知的障害関連施設協議会会長        | 民生  | H26.11 |
|                 | 10 なかの しずよ<br>中野 しずよ   | 特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長 | 高齢  | H22.1  |
|                 | 11 のがわ としえ<br>野川 利枝    | 認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人    | 高齢  | H28.1  |
|                 | 12 はせがわ まさよし<br>長谷川 正義 | 横浜市民生委員児童委員協議会会長       | 民生  | H17.2  |
|                 | 13 はやさか ゆみこ<br>早坂 由美子  | 横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長     | 身障  | H25.1  |
| 学識経験者(五十音順)     | 14 かわしま みちよ<br>川島 通世   | 神奈川県弁護士会 弁護士           | 民生  | H28.1  |
|                 | 15 きし えみこ<br>岸 恵美子     | 東邦大学看護学部教授             | 高齢  | H28.1  |
|                 | 16 しらい たかし<br>白井 尚     | 横浜市医師会会長               | 高齢  | H27.6  |
|                 | 17 しんぼ みか<br>新保 美香     | 明治学院大学社会学部教授           | 民生  | H16.1  |
|                 | 18 はたけやま たくや<br>畠山 卓也  | 神奈川新聞社統合編集局報道部次長       | 身障  | H28.1  |
|                 | 19 はやかわ ようこ<br>早川 陽子   | 横浜市労働組合連盟執行副委員長        | 身障  | H28.1  |
|                 | 20 ひらい あきら<br>平井 晃     | 横浜市身体障害者団体連合会理事長       | 身障  | H19.10 |
|                 | 21 よこい まさみ<br>横井 正巳    | 横浜市町内会連合会顧問            | 民生  | H24.7  |
|                 | 22 わたなべ まさたか<br>渡部 匡隆  | 横浜国立大学教育人間科学部教授        | 身障  | H25.1  |

平成29年3月28日現在

## 横浜市社会福祉審議会事務局名簿【28年度】

|        |                               |                     |                    |
|--------|-------------------------------|---------------------|--------------------|
| 幹<br>事 | 1                             | 健康福祉局長              | こいぶち しんや<br>鯉渕 信也  |
|        | 2                             | 保健所長（担当理事兼務）        | とよざわ たかひろ<br>豊澤 隆弘 |
|        | 3                             | 健康福祉局 担当理事（保健医療医務監） | にしもと きみこ<br>西本 公子  |
|        | 4                             | 健康福祉局 副局長（総務部長兼務）   | めんどり かずとみ<br>妻鳥 一富 |
|        | 5                             | 健康福祉局 企画部長          | すぎもと ひでかず<br>杉本 英和 |
|        | 6                             | 健康福祉局 地域福祉保健部長      | なかい くにお<br>中井 邦雄   |
|        | 7                             | 健康福祉局 生活福祉部長        | もとよし きわむ<br>本吉 究   |
|        | 8                             | 健康福祉局 障害福祉部長        | さいとう きよし<br>齋藤 聖   |
|        | 9                             | 健康福祉局 高齢健康福祉部長      | ほそかわ てつし<br>細川 哲志  |
|        | 10                            | 健康福祉局 健康安全部長        | おおぬき よしゆき<br>大貫 義幸 |
| 11     | 健康福祉局 担当部長<br>（こころの健康相談センター長） | しらかわ のりひと<br>白川 教人  |                    |
| 12     | 健康福祉局 総務課長                    | もぎ じゅんいち<br>茂木 潤一   |                    |
| 13     | 健康福祉局 職員課長                    | なかじま たかお<br>中島 隆雄   |                    |
| 14     | 健康福祉局 企画課長                    | うじいえ りょういち<br>氏家 亮一 |                    |
| 15     | 健康福祉局 福祉保健課長                  | きくち たかし<br>菊池 孝     |                    |
| 16     | 健康福祉局 生活支援課長                  | きりゆう てつお<br>霧生 哲央   |                    |
| 17     | 健康福祉局 障害企画課長                  | やまだ ひろし<br>山田 洋     |                    |
| 18     | 健康福祉局 障害福祉課長                  | かみじょう ひろし<br>上條 浩   |                    |
| 19     | 健康福祉局 障害支援課長                  | きみわだ たけし<br>君和田 健   |                    |
| 20     | 健康福祉局 高齢健康福祉課長                | たけい かずひろ<br>武井 和弘   |                    |
| 21     | 健康福祉局 介護保険課長                  | さとう たいすけ<br>佐藤 泰輔   |                    |
| 22     | 健康福祉局 保健事業課長                  | いしい じゅん<br>石井 淳     |                    |

平成29年3月28日現在

## いわゆる「ごみ屋敷」対策について

平成28年12月1日、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を施行し、「ごみ屋敷」対策を進めています。

### 1 条例の概要について

#### (1) 基本方針

- ア 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することが原則
- イ 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添って支援
- ウ 市、地域住民、関係機関その他の関係者が協力して、不良な生活環境の発生の防止に努め、堆積者が自ら解消することが困難な場合には、解消に向けたあらゆる対策を実施
- エ 堆積者への支援を基本とし、必要に応じて適切に措置を実施

#### (2) 条例によりできること

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>調査</b>                                  | <b>ごみの排出の支援</b>   | <b>措置(代執行など)</b>   |
| 物をためこんだ本人の親族関係や福祉サービスの受給状況を調査することが可能になります。 | 近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、行政がその片付けを支援します。 | 周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行(*)を行うことができます。 |

※代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、そのかつ不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

#### (3) いわゆる「ごみ屋敷」対策のフロー

裏面フロー参照

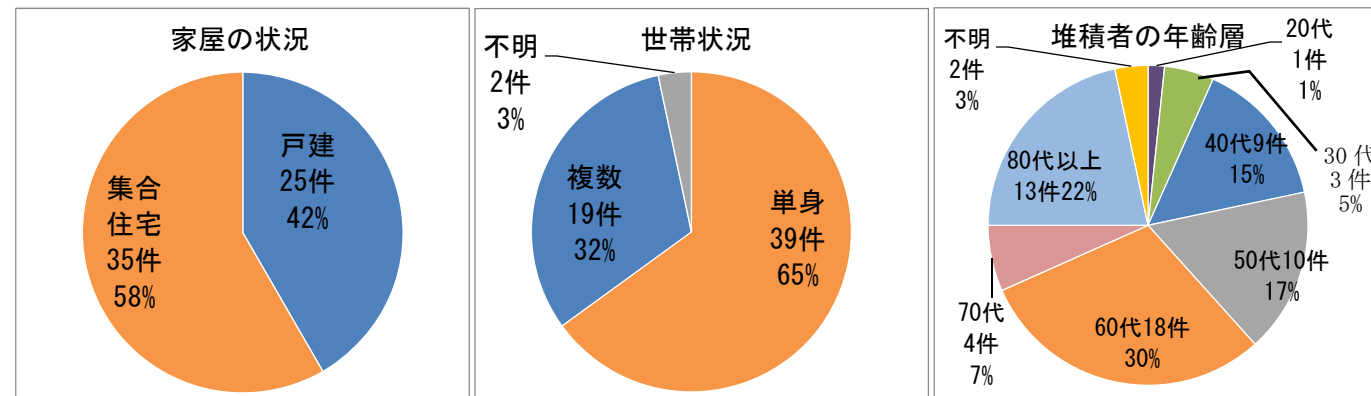
#### (4) 施行日

平成28年12月1日

### 2 「ごみ屋敷」の件数について

- (1) 件数 **60件** } 28年6月末時点（条例施行前）の予備的調査において、近隣の生活環境が損なわれている不良な生活環境として把握した件数

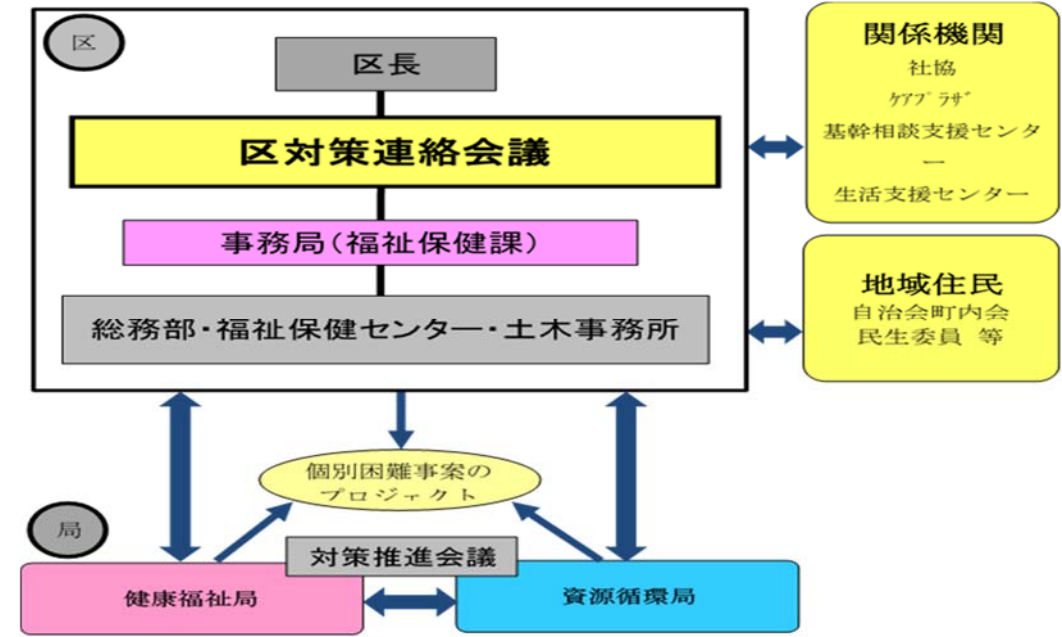
#### (2) 近隣の生活環境が損なわれている案件の傾向



### 3 推進体制について

18区役所と健康福祉局・資源循環局が一体となり、さらに関係機関や地域とともに対策に取り組む、根本的な問題解決をめざしています。

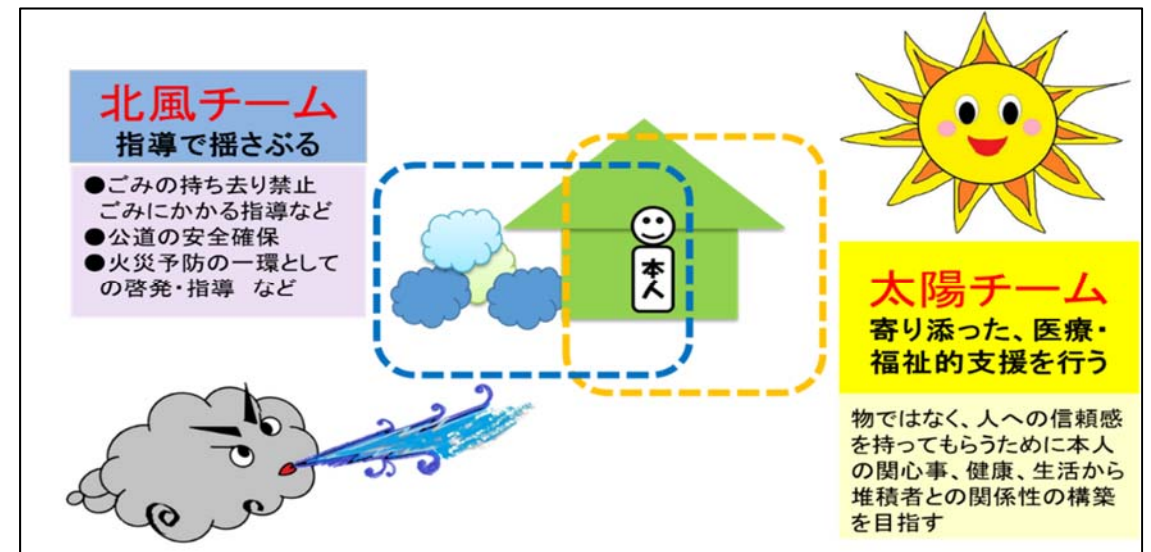
#### (1) 区局の役割分担のイメージ



#### (2) 個別事案対策検討プロジェクト

- ・区役所の取組だけでは解決が難しく、周辺への影響が大きい事案について、区と局が一体となり、より効果的な解決方法を検討するために設置しています。
- ・現在、1事案について設置していますが、寄り添った福祉的支援を行うチームを通称「太陽チーム」、指導的アプローチを行うチームを通称「北風チーム」とし、プロジェクトで全体の動きを確認しながら支援と指導の両面からアプローチしています。
- ・堆積者への効果的なアプローチに向けては、専門家からの助言を得ながら、進めています。

<困難事案アプローチイメージ図>



#### 4 排出支援の実績について

条例施行後の10件の排出支援を含め、区対策連絡会議を立ち上げてからこれまでに、20件の撤去事例を把握しており、条例策定の成果が出ています。

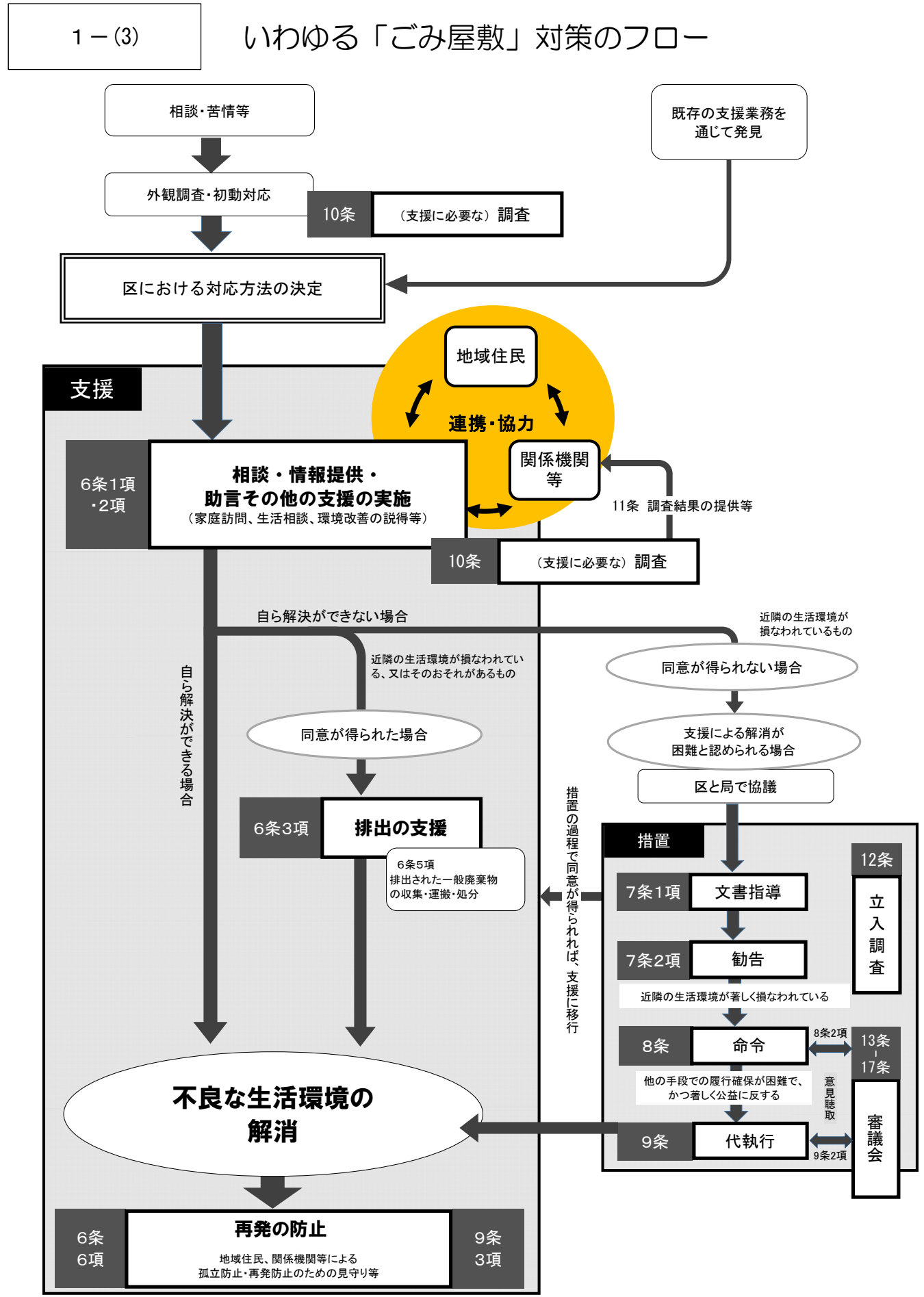
#### 5 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

- (1) 審議・検討する主な事項  
 ア 命令、代執行に関すること。  
 イ 不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項
- (2) 委員

|     | 氏名    | 所属等                                  |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 会長  | 出石 稔  | 関東学院大学副学長・法学部教授                      |
| 副会長 | 岸 美恵子 | 東邦大学看護学部教授                           |
|     | 荒谷 孝道 | 横浜市町内会連合会<br>(緑区連合自治会長会 会長)          |
|     | 黒川 哲志 | 早稲田大学社会科学総合学院教授                      |
|     | 佐藤 麻子 | 神奈川県弁護士会                             |
|     | 田邊 裕子 | 横浜市社会福祉協議会地域活動部長                     |
|     | 横塚 靖子 | 横浜市民生委員児童委員協議会<br>(緑区民生委員児童委員協議会 会長) |

- (3) 第1回会議  
 ア 期日  
 平成28年12月22日 (木)  
 イ 内容  
 会長・副会長の選出、審議会運営要綱の制定のほか、対策に関する説明  
 ウ 主な意見

- ・ごみ屋敷の兆候を早く見つける必要がある。郵便や新聞など配達員から通報がくるように協定を結ぶなどして、未然防止に取り組むのが良い。
- ・早期発見は高齢者、障害者、児童虐待防止にもつながる。
- ・堆積者には単身者が多く、地域とのつながりが少ない人が多いと感じる。子どもがごみ屋敷の中で暮らしていることもあり、健やかな育ちにも関わる課題である。関係部署が協力して対応してもらいたい。
- ・行政代執行を行う場合、人件費のほか、財産価値のある物は保管が必要となるなどコストがかかる。また、家の中はよほど明白な危険がない限り代執行出来ないことや、両者に禍根を残すことになるという課題もある。
- ・職員のサポートをしてほしい。何度も訪問しても事態が動かず、職員が疲弊してしまう。片づけなどで立ち入る際は、職員の安全面の配慮も。
- ・横浜市の条例は、福祉的措置、予防など他都市と比較しても踏み込んでいる。2局と区が連携して関わる方法も評価できる。
- ・これまで接点の持てなかった、疾患が無い場合や若年などにも対応できる。
- ・ごみ屋敷の背景がさまざまであること等、住民に理解してもらうことが大事。当事者が地域から排除されないよう地域コミュニティを再生していく必要がある。
- ・条例化で、住民からの期待も高まる。市民の思いもしっかりと受け止めていかないといけない。



## 生活困窮者自立支援制度の動向について

## 1 本市における実施状況

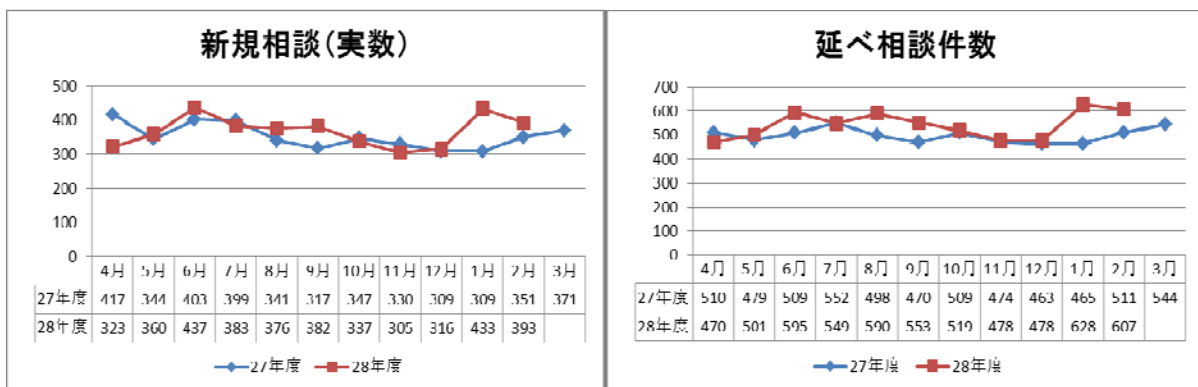
平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援をはじめ、家計管理の支援や子どもの学習支援など、相談者の状況に応じて多面的な相談支援を実施しています。

## (1) 相談支援の状況

- ・新規相談数や支援申込数は、前年度比で着実に増えている

(参考：28 年度実施状況 (18 区生活支援課実施分))

|                      | 新規相談(A) | 相談延べ数(B) | 支援申込数(C) | 申込率(C/A) |
|----------------------|---------|----------|----------|----------|
| 27 年度                | 4,238   | 5,984    | 1,223    | 28.9%    |
| 28 年度<br>(~29 年 2 月) | 4,045   | 5,968    | 1,282    | 31.7%    |
| 前年度比<br>(月平均での比較)    | 104.1%  | 108.8%   | 114.4%   | -        |



## (2) 就労支援の状況

- ・ジョブスポットなどでの就労支援の結果、高い水準で就労や増収に結び付いている

|                      | 支援申込数<br>(C) | うち就労支援<br>対象(D) | 就労・増収者<br>数(E) | 就労・増収率<br>(E/D) |
|----------------------|--------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 27 年度                | 1,223        | 727             | 458            | 63.0%           |
| 28 年度<br>(~29 年 2 月) | 1,282        | 826             | 631            | 76.4%           |
| 前年度比<br>(月平均での比較)    | 114.4%       | 123.9%          | 150.3%         | -               |

⇒ 支援を行った方には着実に効果が現れているが、引き続き潜在的なニーズの把握や、早期に相談支援に繋がる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。



## 2 子どもの学習支援の充実強化

本市では、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援を、「寄り添い型学習支援事業」として全区で実施し、貧困の連鎖の防止に向けた生活保護世帯等の中学生の高等学校等への進学支援に取り組んでいます。

29年度は、これまで進めてきた中学生の受入拡大に加え、高校等への進学後のフォローを強化します。

### (1) 寄り添い型学習支援事業における29年度拡充内容

- ・中学生の受入拡大：18区・31会場・810人（28年度：18区・28会場・720人）
- ・高校中退防止の取組強化（18区）

### (2) 生活保護世帯の進学率・中退率の状況

#### ア 高等学校等進学率（28年4月） ※特別支援学校等を除く

|                        | 全体    | 全日制   | 定時制   | 通信制  |
|------------------------|-------|-------|-------|------|
| 生活保護（本市）               | 97.4% | 60.8% | 20.3% | 6.4% |
| 生活保護（本市：<br>学習支援事業参加者） | 98.5% | 67.3% | 27.1% | 3.4% |
| 全世帯（神奈川県）              | 98.9% | 91.6% | 2.6%  | 3.2% |

⇒ 寄り添い型学習支援事業に参加した生活保護世帯の生徒の進学率は、神奈川県内の生活保護世帯以外にも含めた全世帯の高校進学率と、ほぼ同水準

#### イ 高等学校等中退率の状況（27年度）

|           | 全体   | 全日制  | 定時制   | 通信制   |
|-----------|------|------|-------|-------|
| 生活保護（本市）  | 4.5% | 2.3% | 9.8%  | 8.8%  |
| 全世帯（神奈川県） | 1.6% | 0.9% | 10.7% | 12.3% |

⇒ 本市の生活保護受給世帯の中退率は、県内の全世帯平均と比べ約3倍

※生活保護世帯の中退率が全世帯平均よりも高い状況は、全国的にも同様

### (3) 今後の取組の方向性

#### ア 高校進学後のフォローアップの実施

学習支援事業に参加した卒業生が定期的に集まり、近況や悩みなどを気軽に話せる場を設けることを通して精神的なサポートを行い、高校中退を未然に防ぐ

#### イ 中学生の受入の更なる拡大

高校進学に対する目的意識や意欲を一層高めるため、中学2年生など早い時期からの参加に向けた受入枠の拡大

⇒ こうした取組の強化により、進学率の更なる向上を図るとともに、中退する生徒の減少など、将来の自立に向けた支援を充実していきます。

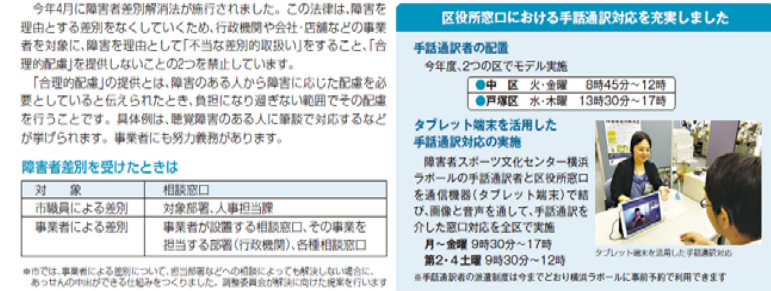
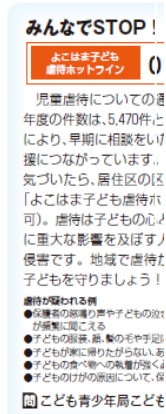
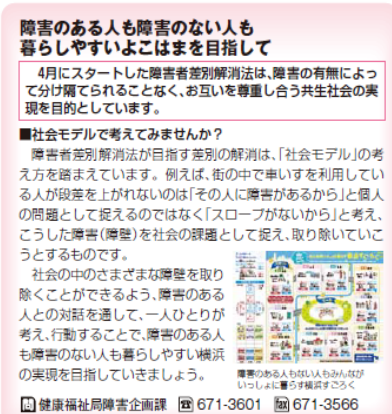
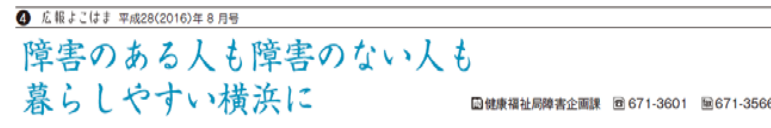
### 障害者差別解消に関する取組状況について

平成 28 年 4 月 1 日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行となりました。法施行後の本市の主な取組は次のとおりです。

#### 1 啓発活動等

##### (1) 広報よこはまへの掲載等

リーフレットの配布等のほか、広報よこはま 8 月号、11 月号（人権特集）に、障害者差別解消に関する記事を掲載しました。



※市では、事業者による差別について、相互理解への関係性をもとに解決しない場合は、あつせんの中での仕組みをつくりました。調停委員が解決に向けた提案を行います。

##### (3) 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発」の取組

障害者差別解消法の施行前に、市が行うべき取組についてご検討いただいた障害者差別解消検討部会のご意見を基に、「障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中で交流することができる機会を設け、その中で障害の理解を広げていく」取組を進めています。

28 年度は、委託事業者による進行の下で、障害のある人と障害のない人が共通して興味を持っていることについて一緒になって活動する「交流の場」の企画をワークショップ等の参加者が話し合っ形にしました。

29 年度以降は、その企画を広く参加者を募って実施していきます。〔11 月～〕

- 1 月 21 日（土）・22 日（日） O!MORO LIFE パーティー
- 2 月 5 日（日） O!MORO LIFE ワークショップ
- 2 月 25 日（土） O!MORO LIFE ワークショップ
- 3 月 20 日（月）・25 日（土） O!MORO LIFE キャラバン

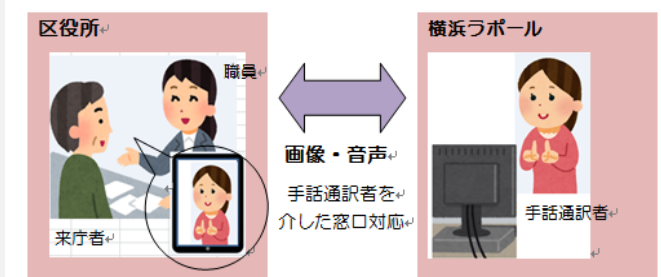


O!MORO LIFE パーティ・ワークショップの様子

#### 2 区役所窓口における手話通訳対応の充実

聴覚障害のある人の「情報の保障」に関する取組として、次のことを行いました。

- (1) 手話通訳者の配置のモデル実施  
中区、戸塚区において、手話通訳者を週 2 回・半日 配置しました。〔5 月 17 日から〕  
実績：80 件（2 月末現在）
- (2) タブレット端末を活用した手話通訳対応  
手話による対応を希望する方が来庁されたときに、区役所窓口と横浜ラポールの手話通訳者をタブレット端末で結び、画面を通じた手話通訳対応を行います。〔5 月 27 日から〕  
実績：68 件（2 月末現在）



##### (2) 「障害のある人もない人も みんながいっしょに暮らす 横浜すごろく」の作成・配布 知的障害のある人の協力の下、主に知的障害のある人にも分かりやすい啓発資料として、「すごろく」を作成、配布しました。〔8 月〕



表) 障害のある人もない人も みんながいっしょに暮らす 横浜すごろく 裏) 法律の概要・差別の具体例・市のあつせんの仕組みなど

#### 3 職員研修

障害者差別解消法に関する職員研修を各区局が独自に実施しているほか、法律のポイントを確認し、障害者差別解消に関する対応を学ぶための e ラーニング(各自が自席のパソコンで受講)を昨年度に続き、全職員を対象に実施しています。〔1 月～〕

#### 4 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催

障害者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害者差別解消に関する様々な課題を協議するため、5月に設置し、7月と11月に開催しました。

- 委員構成：障害当事者10人、障害当事者の家族2人、各分野・事業者の代表10人、学識経験者・弁護士4人、国・市職員7人 計33人
- 主な議題：障害者差別に関する相談対応、啓発活動

#### 5 障害者差別の相談に関する調整委員会の設置・開催

事業者への相談や事業の担当部署等（行政機関）への相談によっても解決が図られない相談事案（事業者による差別事案）を対象に、本人等からの申出に基づき、あっせんを行うための組織として「横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会」を5月に設置しました。6月、11月、3月に全体会議を開催し、情報共有やあっせん手続について協議したほか、あっせんの申出に応じて小委員会を編成し、あっせん案の提示に向けた審議を行っています。

- 委員構成：障害当事者、事業者の代表者、学識経験者・弁護士ほか 計14人
- あっせんの申出件数：3件（平成29年3月21日現在）
- ※あっせん手続の終了後、概要を市ホームページに掲載予定（申出者、事業者の名称は除く）。

#### 6 障害者差別解消庁内推進会議の設置・開催

障害者差別の解消を全庁的に推進するため、副市長をトップに全区局長により構成する「障害者差別解消庁内推進会議」を設置しました。年1回会議を開催し、取組の推進状況の確認及び推進状況に応じた課題の協議等を行うことを役割とします。今年度は9月に開催しました。

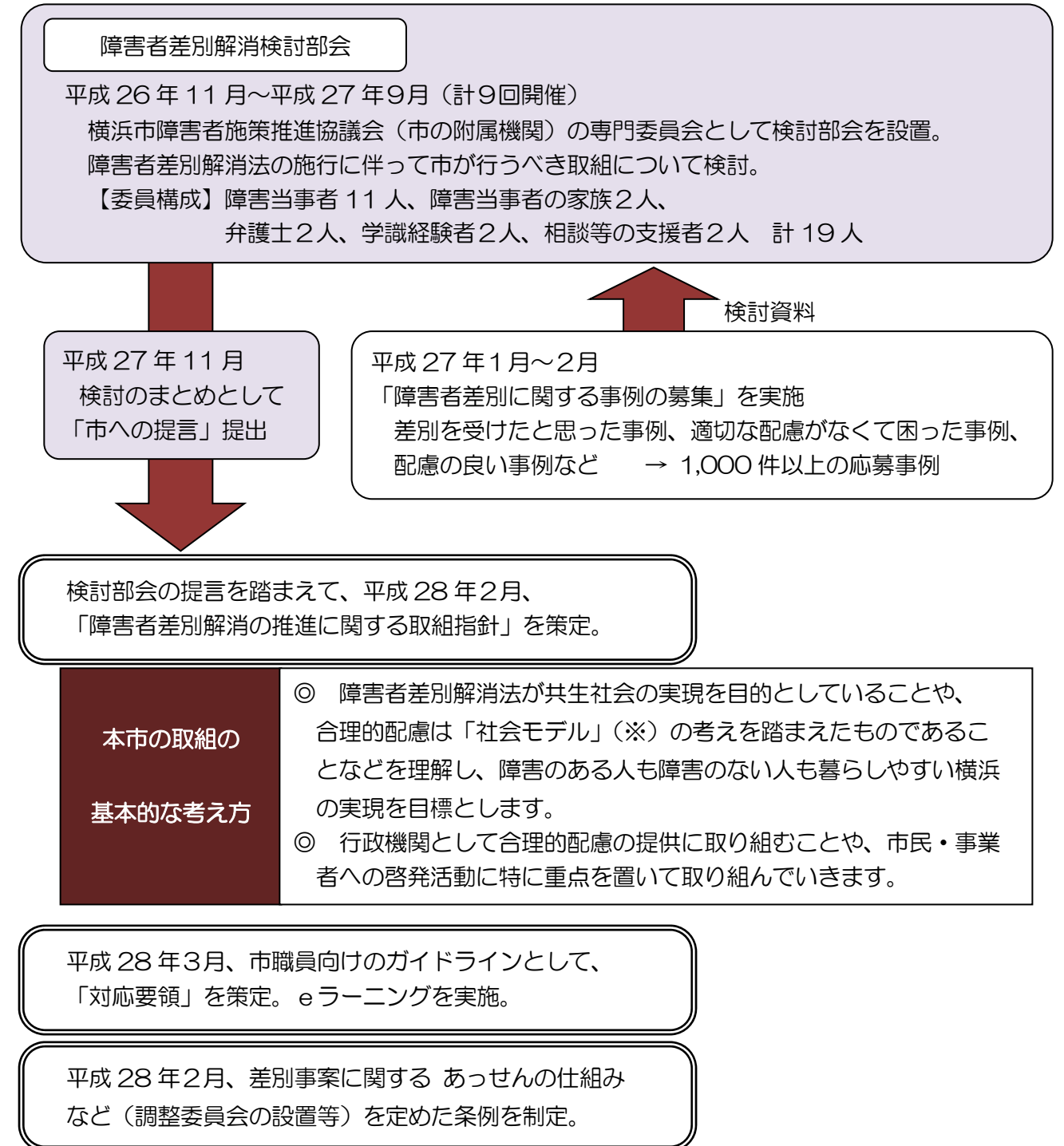


◎各区局の取組から～道路局の取組～  
エレベーターが緊急停止したときに、聴覚障害のある方などが監視室と連絡がとれるよう、携帯電話のメールアドレスを道路局管理のエレベーター内に掲示。平成27年9月から14台で試行。6月17日から取組を拡大し、携帯電話の使用が可能な110台で実施。

#### 7 その他（取組の準備を進めているもの）

- (1) 市から市民宛の通知に関する点字等の対応  
視覚障害のある人の「情報の保障」に関する取組として、市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申出に基づき、点字等の媒体によるものを提供していきます。29年度下半期からの実施に向けて準備を進め、実施可能な通知から順次進めていきます。
- (2) 事業者の従業員研修等への協力の取組  
主に障害者差別解消支援地域協議会の委員のうち、障害のある方又は障害のある方のご家族でご協力いただける方に、障害者差別解消に関する研修講師としてご登録をいただき、その情報を市ウェブサイトへの掲載等により事業者に提供することで、事業者と研修講師とのマッチングが図られるようにします。

#### 参考 法施行（平成28年4月1日）に向けた検討経過等



※「社会モデル」  
障害のある人が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであり、障壁を取り除くのは社会の側の課題、社会の責務であるとする考え方。

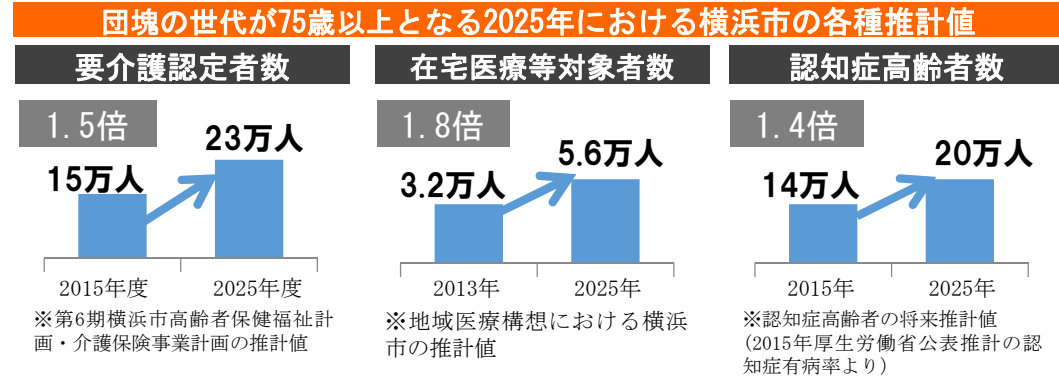
# 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について

## 1 横浜市を取り巻く状況について

### ○ 地域包括ケアシステムについて

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、**介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築**が必要です。
- ・団塊の世代が全て75歳以上となる**2025年に向けて、各自治体には地域の実情と特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築**が求められています。

- 他の都市部と同様に急速な高齢化が進む横浜市でも、今後、**要介護者や在宅医療等対象者、認知症高齢者などの増加**が見込まれています。



- **そのため、横浜市としても、平成27年3月策定の「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成27～29年度)(以下、「第6期計画」)においては、第6期計画を「よこはま地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までに「横浜型地域包括ケアシステム」を構築することを目指しています。**

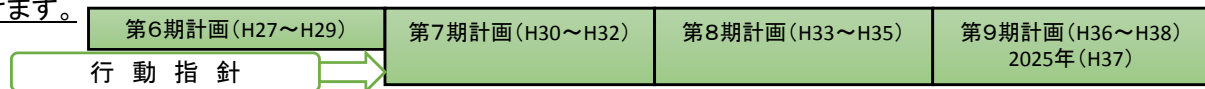
## 2 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について

### ○ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針の策定について

- ・地域包括ケアシステムは**抽象的な概念のため、目標を分かりやすく示すことが重要**であるとともに、介護・医療・介護予防など、**幅広い分野にわたることから、多くの関係者(行政、医療・福祉関係機関、事業者、ボランティア等の地域住民ら関係者)の協力が不可欠**です。
- ・幅広い分野にわたって有機的な連携が求められるため、まずは、**行政である横浜市が、目指すべき姿を明確にして、関係者に働き掛けていかなければなりません。**
- ・2025年までに「横浜型地域包括ケアシステム」を構築するには、**横浜市はどのように臨んでいくのか、その考え方をわかりやすく示すために指針を策定**します。

### ○ 「第6期計画」と指針の関係

指針は、「第6期計画」で目指している地域包括ケアシステムの構築について補足するものとし、第7期から指針の内容を計画に位置付けます。



※ また、地域医療構想(平成28年10月策定)を指針に反映するとともに、次期「よこはま保健医療プラン」(平成30～35年度)に指針を反映させます。

### ○ 位置づけ

- ・**横浜市の地域包括ケアシステムの目指す姿をわかりやすく示します。(横浜市の姿勢を示すもの。)**
- ・介護、医療、介護予防、生活支援、住まいの分野別に、現状と課題、実現に向けた取組、評価指標を示します。
- ・**職員間で共通認識を持つとともに、関係者(特にサービス提供者である介護・医療の関係者)と共有**します。
- ・庁内(区局)において地域包括ケアシステムの構築を進める「よりどころ」とします。
- ・**数値目標の設定は「第7期計画」、次期「よこはま保健医療プラン」等の計画策定の中で検討**します。

### ○ 期間

- ・地域包括ケアシステムを2025年までに構築することから、**2025年まで**とし、計画改定時に必要に応じて更新します。

## 3 指針のポイント

### 【ポイント1】 2025年の目指す将来像と横浜市の重点方針の設定

- **第6期計画の基本目標と2025年の姿を、よりわかりやすく具体化するため、2025年の目指す将来像として示し、この将来像を実現するために、横浜市の重点方針を設定**します。

#### 【第6期計画が目指すこと】

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、**2025年度(平成37年度)までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築**します。  
【2025年(平成37年)の姿～団塊の世代が75歳以上～】**高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。**

#### 2025年の目指す将来像

- ① 高齢者が介護予防や健康づくりの必要性を理解し、積極的に取り組んでいます
- ② 高齢者がその能力を生かして社会参加することが、生きがいになっています
- ③ 高齢者が地域と関わりを持ち、地域で支え合いながら、自立した生活を送っています
- ④ 高齢者が要介護状態になっても、医療と介護が連携して質と量を備えた専門的ケアが提供され、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して生活できています
- ⑤ 高齢者が自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができています

#### 横浜市の重点方針

- **人生の最終段階まで高齢者が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護が連携し、在宅生活を支える体制を充実**する。
- **生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加をふまえ、高齢者の日常生活上の困りごとが多様な形で支えられる地域づくりに取り組む。**
- **高齢者自らが介護予防・健康づくりに取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援**する。

### 【ポイント2】 分野別の現状と課題、あるべき姿と取組の方向性

- 2025年の目指す姿の実現に向けて、地域包括ケアシステムの**分野ごとに、現状と課題**を整理しています。
- 課題を踏まえ、2025年の**あるべき姿とその実現に向けた取組の方向性と取組**を示しています。
- 5分野のほか、分野横断的なその他の取組として、**認知症等、高齢者の社会参加**を示しています。

| 分野     | 課題   | あるべき姿  | 方向性と取組  |
|--------|--|--|---|
| 介護     | ・要介護高齢者等の増加<br>・本人の状況に応じた介護サービスの提供<br>・医療ニーズへの対応や24時間対応型の介護サービスの提供 等           | 高齢者が自らの状況に合わせて、必要なサービスを適切に利用し、住み慣れた地域で生活できている 等                        | ・多様な在宅介護サービスを提供できる事業所の整備<br>・介護従事者の人材確保(就労・定着・育成)<br>・利用者の状況に合わせたケアマネジメントの実施と多職種及び地域との連携 等                  |
| 医療     | ・在宅医療需要・在宅での看取りの増加<br>・在宅医療と介護の連携と効率的な提供<br>・在宅医療・介護や在宅での看取りについての市民への適切な情報提供 等 | 高齢者が疾病を持ちながらも、在宅医療を担う多職種が連携して、高齢者・家族を支援し、24時間365日安心して在宅生活を送ることができている 等 | ・在宅医療提供体制の構築<br>・市民に向けた在宅医療の普及・啓発<br>・在宅医療を担う人材の確保・育成 等   |
| 介護予防   | ・高齢者が介護予防に積極的に取り組む意識の醸成<br>・地域で継続的に介護予防活動を行う環境整備<br>・自主的な介護予防グループ活動の拡充・支援 等    | 高齢者が人とつながりながら健康で生きがいのある活動的な生活を地域で送ることができている 等                          | ・自ら介護予防に取り組む市民意識の醸成<br>・地域活動グループへの支援<br>・介護予防人材の育成・支援 等   |
| 生活支援   | ・日常生活支援の必要性の増大<br>・生活支援の担い手の養成・新たな社会資源の開発<br>・高齢者の社会参加の機会の継続・拡大 等              | 自分で行えることは自分でいながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援を要する高齢者への様々な主体による重層的な生活支援の機会がある 等 | ・地域特性の把握<br>・関係者間・支援主体間のネットワーク構築<br>・多様な支援・サービスの提供 等  |
| 施設・住まい | ・一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加<br>・様々なニーズや状況に応じた施設や住まいの提供<br>・軽度要介護者、低所得高齢者への対応 等         | 高齢者が自らのライフスタイルや生活状況に合わせて、希望する施設や住まいで生活している 等                           | ・特別養護老人ホームの整備水準の検討<br>・低所得高齢者への居住費・食費の補助支援等の検討、中所得高齢者向けのサービス付高齢者住宅について供給誘導策の検討<br>・施設・住まいに関する相談体制や情報提供の充実 等 |

|          | 課題   | あるべき姿   | 方向性と取組  |
|----------|--|---|---|
| 認知症等     | ・認知症高齢者の増加<br>・認知症の早期診断・早期対応<br>・認知症への理解 等 | 認知症になっても本人の意思が尊重され地域で暮らし続けることができる等                      | ・認知症初期集中支援チームの設置等、早期診断・早期対応<br>・認知症の人の居場所づくりや介護者支援の充実<br>・認知症への理解を深めるための普及啓発や地域の見守りネットワーク構築 等 |
| 高齢者の社会参加 | ・シニアの活躍の場の創出<br>・高齢者の社会参加である「生きがい就労」の推進 等  | 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境が整備されている 等 | ・「生きがい就労支援スポット」の整備<br>・よこはまシニアボランティアポイント事業の推進<br>・高齢者の就業支援 等                                  |

### 【ポイント3】 目指す姿の実現に向けた取組の視点

- 介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるよう、**各分野の取組を縦割りに行うのではなく、横につないでいく視点が必要です。**

#### 目指す姿の実現に向けた取組の視点（一部抜粋）

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた目標の共有**  
・横浜市は行政として、関係者全員が地域包括ケアシステムの構築に向けた同一の目標を共有するよう働きかけ、目標の達成につなげるなど、地域包括ケアシステム構築の**推進役**を果たす必要があります。
- 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築**  
・**介護や医療**が必要な人の生活を支える介護・医療等の**多様な専門機関・事業者による専門サービス**が必要です。  
・事業者や町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、住民など、**地域の多様な主体による介護予防や生活支援**などの取組が必要です。
- 多職種が連携した一体的なケアの提供**  
・**特に医療と介護**の両方を必要とする状態の高齢者を在宅で支えていくためには、専門職の**多職種間**で「顔の見える関係」を構築するとともに、それぞれの専門性と果たしている役割を相互理解し、連携を深めることが必要です。
- 分野を横につなぐために**  
・分野を問わず、個別のケースや地域の課題を検討する場として、**地域ケア会議**があります。地域ケア会議は、個別ケース、包括レベル、区レベル及び市レベルで重層的に構成されます。各レベルでの事例を積み上げ、また検討をフィードバックすることで、地域づくり・資源開発及び政策形成にまでつなげていくものです。
- 市民意識の醸成**  
・住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むために、介護・医療が必要になったときには、誰に相談するか、どのような介護サービスや医療サービスを受けるか、高齢期の住まい方をどうするのか、そして人生の最終段階をどのように迎えるか、様々な選択肢の中から、**自分がどうしたいかを考えておくこと**が、よりよく生きることにつながります。人生の最終段階に関する意思決定については、本人だけでなく家族・親族等も含め、理解と心構えが重要になります。

### 【ポイント4】 評価指標

- 地域包括ケアシステムの**達成状況を確認**するため、**分野別に取組の活動指標と成果に関連する指標を設定**し、進捗確認を行います。
- 評価指標は、アウトカムを表す成果指標だけでなく、プロセスも見えていくためにアウトプットを表す活動指標も設定します。
- 評価指標は**国からの例示はなく、他都市で設定している例は少ない状況です。**
- **「2025年のあるべき姿」**を具体化した数値目標は、「第7期計画」、次期「よこはま保健医療プラン」等の計画策定の中で検討します。

| 分野      | 評価指標（抜粋）            | 現状値   | 2025年のあるべき姿          |
|---------|---------------------|---|----------------------|
| 介護・介護予防 | 要介護認定率              | 17.0% (H27.9)                                 | 2025年の推計値(24.1%)を下回る |
| 医療      | 在宅療養支援診療所数（対10万人）   | 348施設(9.3施設) (H28.12)                         | 増加                   |
|         | 在宅医療連携拠点相談件数        | 7,747件／年<br>(18拠点(全区整備))(H27年度)               | 増加                   |
|         | 在宅看取り数(人・率)(異状死は除く) | 4,819人(18.50%) (H25年)                         | 増加・上昇                |
| 介護予防    | 高齢者自身が健康だと考えている人の割合 | 元気づくりステーション参加者で80.1%<br>平成25年度高齢者実態調査(一般)で74% | 上昇                   |

※ 医療分野の評価指標については、現在、厚生労働省が検討している第7次医療計画の作成指針を踏まえて、今後「よこはま保健医療プラン」の中で検討し、見直しをかけていきます。

## 4 区版指針について

- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの状況を把握し、**市全体の考え・施策を共有したうえで、区域・地域包括支援センター圏域(日常生活圏域)それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していく必要があります。**
- 18区ごとに地域の実情や特性が異なる横浜市においては、各区が日常生活圏域ごとの特性を踏まえた、区の戦略を立てることが重要であり、**平成29年度に区ごとに重点取組などを記載する、各区行動指針を策定します。**

## 5 今後のスケジュール

- 指針は、平成29年3月に確定し、確定後、ホームページ等で公表する予定です。

| 日程         | 会議等  |
|------------|--|
| 平成28年12月   | ・横浜市在宅療養連携推進協議会での意見聴取<br>・横浜市介護保険運営協議会での意見聴取   |
| 平成29年2月～3月 | ・横浜市会常任委員会への説明<br>・横浜市介護保険運営協議会への説明<br>・横浜市社会福祉審議会への説明<br>・横浜市保健医療協議会への説明(予定)<br>・関係機関(医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、地域ケアプラザ)への説明 |
| 平成29年3月    | ・指針確定  |



平成 29 年 度

# 予 算 概 要

健 康 福 祉 局



# 健康福祉局予算案の考え方

本格的な高齢化が急速に進展する中、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の増加に伴い、福祉・保健に対する市民ニーズは多様化し増大しています。

このような状況の中で、福祉・保健分野において今後も市民生活の安心・安全を確保するために、最終年度となる中期4か年計画や、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など、各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、次期中期計画策定に向けて、10年、20年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

そこで、平成29年度は、

- 1 370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保
- 2 地域包括ケアの推進とシニアパワーの発揮
- 3 障害者福祉施策の推進
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の強化
- 5 ニーズに即したタイムリーな対応

を5つの柱として掲げ、優先的に取り組む予算としています。主な取組として、

**370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保**では、健康・予防施策を重視した取組を展開し、ウォーキングポイントや健康経営の普及を軸として健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。また、小児医療費助成を小学6年生まで拡大します。

**地域包括ケアの推進とシニアパワーの発揮**では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスや生活支援サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携を進めます。また、施設や住まいの整備・供給と医療的ケアが必要な方などの受入れ促進に取り組めます。さらに、元気な高齢者が活躍できるよう、社会活動への参加や健康づくり・介護予防の取組を支援します。

**障害者福祉施策の推進**では、障害者が自己選択・自己決定のもと地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き第3期障害者プランを推進します。また、東京2020パラリンピック競技大会開催を契機として、障害者のスポーツや文化活動を一層推進します。さらに、障害者差別の解消に向けた取組を継続して実施します。

**生活困窮者の自立に向けた支援の強化**では、就労・家計・健康管理など、様々な角度から生活保護受給者や生活困窮者に対する自立支援を推進するほか、貧困の連鎖を断ち、将来の自立に向けた子どもの学習支援を強化します。

**ニーズに即したタイムリーな対応**では、いわゆる「ごみ屋敷」対策や災害時要援護者支援など、今必要とされている取組に注力します。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。



# 健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

| 項目        | 28年度        | 29年度        | 増△減         | 増減率(%) | 備考   |
|-----------|-------------|-------------|-------------|--------|--|
| 7款        |             |             |             |        |  |
| 健康福祉費     | 314,444,404 | 319,246,719 | 4,802,315   | 1.5    |  |
| 1項        |             |             |             |        |  |
| 社会福祉費     | 47,112,313  | 44,909,642  | △ 2,202,671 | △ 4.7  | 社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費                             |
| 2項        |             |             |             |        |  |
| 障害者福祉費    | 98,136,738  | 102,853,307 | 4,716,569   | 4.8    | 障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費 |
| 3項        |             |             |             |        |  |
| 老人福祉費     | 9,522,438   | 9,900,892   | 378,454     | 4.0    | 老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費  |
| 4項        |             |             |             |        |  |
| 生活援護費     | 132,216,340 | 133,476,411 | 1,260,071   | 1.0    | 生活保護費、援護対策費  |
| 5項        |             |             |             |        |  |
| 健康福祉施設整備費 | 7,306,908   | 7,227,658   | △ 79,250    | △ 1.1  | 健康福祉施設整備費  |
| 6項        |             |             |             |        |  |
| 公衆衛生費     | 17,210,316  | 17,883,758  | 673,442     | 3.9    | 健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費                            |
| 7項        |             |             |             |        |  |
| 環境衛生費     | 2,939,351   | 2,995,051   | 55,700      | 1.9    | 食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費                            |
| 17款       |             |             |             |        |  |
| 諸支出金      | 111,202,988 | 114,828,752 | 3,625,764   | 3.3    |  |
| 1項        |             |             |             |        |  |
| 特別会計繰出金   | 111,202,988 | 114,828,752 | 3,625,764   | 3.3    | 国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金      |
| 一般会計計     | 425,647,392 | 434,075,471 | 8,428,079   | 2.0    |  |

(特別会計)

|              |             |             |            |       |
|--------------|-------------|-------------|------------|-------|
| 国民健康保険事業費会計  | 403,749,452 | 406,084,702 | 2,335,250  | 0.6   |
| 介護保険事業費会計    | 267,606,226 | 288,514,868 | 20,908,642 | 7.8   |
| 後期高齢者医療事業費会計 | 71,583,718  | 74,478,470  | 2,894,752  | 4.0   |
| 公害被害者救済事業費会計 | 39,659      | 47,058      | 7,399      | 18.7  |
| 新墓園事業費会計     | 750,000     | 2,725,160   | 1,975,160  | 263.4 |
| 特別会計計        | 743,729,055 | 771,850,258 | 28,121,203 | 3.8   |

健康福祉局一般会計予算案の財源

|      | 28年度        | 29年度        |
|------|-------------|-------------|
| 特定財源 | (43.7)      | (43.1)      |
|      | 186,042,493 | 187,137,327 |
| 一般財源 | (56.3)      | (56.9)      |
|      | 239,604,899 | 246,938,144 |
| 合    | (100)       | (100)       |
| 計    | 425,647,392 | 434,075,471 |

( ) 内は構成比

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>I 地域福祉保健の推進</b> .....        | 4  |
| 1 地域福祉保健計画推進事業等                 | 4  |
| 2 権利擁護事業                        | 5  |
| 3 地域ケアプラザ整備・運営事業                | 5  |
| <b>II 高齢者保健福祉の推進</b> .....      | 8  |
| ・ 介護保険制度関連事業の概要                 | 10 |
| ・ 地域包括ケアシステムの構築                 | 11 |
| 6 介護保険事業                        | 12 |
| 7 (地域支援事業) 介護予防・日常生活<br>支援総合事業  | 13 |
| 8 (地域支援事業) 包括的支援事業              | 14 |
| 9 (地域支援事業) 任意事業                 | 15 |
| 10 介護保険外サービス                    |    |
| 11 高齢者の社会参加促進                   |    |
| 12 福祉人材確保・定着支援事業                |    |
| 13 低所得者の利用者負担助成事業               |    |
| 14 地域密着型サービス推進事業                |    |
| 15 施設や住まいの整備等の推進                |    |
| <b>III 障害者施策の推進</b> .....       | 18 |
| ・ 障害福祉主要事業の概要                   | 22 |
| 16 障害者の地域生活支援                   | 23 |
| 17 障害者支援施設等自立支援給付費              | 24 |
| 18 障害者グループホーム設置運営等事業            | 25 |
| 19 障害者の相談支援                     | 26 |
| 20 障害者差別解消・障害理解の推進              | 27 |
| 21 障害者の移動支援                     |    |
| 22 障害者の就労支援                     |    |
| 23 障害者のスポーツ・文化                  |    |
| 24 障害者施設の整備                     |    |
| 25 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業          |    |
| 26 こころの健康対策                     |    |
| 27 精神科救急医療対策事業                  |    |
| <b>IV 生活基盤の安定と自立の支援</b> .....   | 26 |
| 28 生活保護・生活困窮者自立<br>支援事業         | 30 |
| 29 援護対策事業                       | 31 |
| ・ 臨時福祉給付金給付事業費について              | 32 |
| 30 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等<br>医療費助成事業 |    |
| 31 後期高齢者医療事業                    |    |
| 32 国民健康保険事業                     |    |
| <b>V 健康で安全・安心な暮らしの支援</b> .....  | 30 |
| 33 370万市民の健康づくりの推進              | 39 |
| 34 がん検診事業                       | 40 |
| 35 予防接種事業                       | 41 |
| 36 感染症・食中毒対策事業等                 | 42 |
| 37 新型インフルエンザ対策事業                | 43 |
| 38 医療安全の推進                      |    |
| 39 食の安全確保事業                     |    |
| 40 快適な生活環境の確保事業                 |    |
| 41 動物の愛護及び保護管理事業                |    |
| 42 公害健康被害者等への支援・難病対策事業          |    |
| 43 斎場・墓地管理運営事業                  |    |
| <b>・ 外郭団体関連予算案一覧</b> .....      | 38 |

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。  
※【区】と記載している事業は区局連携促進事業です。  
※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

## 社会福祉基金の新たな寄附メニューと返礼品について

“横浜市を応援したい”というお気持ちにより応えていくため、社会福祉基金に新たな寄附メニューを次のとおり追加します。

◆高齢者福祉・障害者福祉の充実 ◆子どもの貧困対策 ◆地域医療・災害医療の充実  
なお、今までご寄附いただいていた社会福祉全般への寄附も引き続き募集します。

また、横浜サポーターズ寄附金の全寄附メニュー共通の取組として、社会福祉基金においても1万円以上ご寄附いただいた方に、新たに返礼品として「みなとぶらりチケット」2枚を贈呈します。

# I 地域福祉保健の推進

|  |               |           |   |
|--|---------------|-----------|---|
| 1  | 地域福祉保健計画推進事業等 |           | <b>事業内容</b><br>福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支えあいの取組を進めます。<br><br><b>1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 308万円</b><br>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間26～30年度）を推進します。<br>あわせて、 <u>第4期市計画（計画期間31～35年度）策定に向けた検討、準備を行います。</u><br><br><b>2 災害時要援護者支援事業【中期】〈拡充〉 2,229万円</b><br>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支え合いの取組を支援します。<br>また、 <u>連絡会の開催等による各区と特別避難場所との顔の見える関係づくりや、地域防災拠点への有資格者登録制度のモデル実施（2区）を行います。</u> |
|  | 本年度           | 7億3,739万円 |   |
|  | 前年度           | 8億3,717万円 |   |
|  | 差引            | △9,978万円  |   |
| 本年度の財源内訳   | 国             | 4,500万円   |   |
|  | 県             | —         |   |
|  | その他           | 382万円     |   |
|  | 市費            | 6億8,857万円 |   |
| <b>3 特別避難場所緊急連絡用通信機器整備事業〈新規〉 929万円</b><br><u>発災時の連絡調整を円滑に行うため、FAX、固定電話に加え、災害時優先携帯電話を、各区及び特別避難場所となる社会福祉施設に配備します。</u>  |               |           |   |
| <b>4 福祉有償運送事業 417万円</b><br>福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。                                   |               |           |   |
| <b>5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 415万円</b><br>(1) 25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。<br>(2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。 |               |           |   |
| <b>6 福祉保健システム運用事業 3億4,843万円</b><br>高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、前年度に引き続き「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」対応や情報共有基盤システムの機器更新に伴う改修を行います。                         |               |           |   |
| <b>7 民生委員・児童委員事業〈拡充〉 3億4,598万円</b><br><u>地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援するため、民生委員の活動費等を増額します。また、民生委員制度創設100周年にあたり、記念式典の開催や記念誌発行等への支援を行います。</u>                     |               |           |   |

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 2        | 権利擁護事業    |           |
| 本年度      | 4億4,077万円 |           |
| 前年度      | 4億617万円   |           |
| 差引       | 3,460万円   |           |
| 本年度の財源内訳 | 国         | 1億6,102万円 |
|          | 県         | 3,432万円   |
|          | その他       | 2,568万円   |
|          | 市費        | 2億1,975万円 |

## 事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。

### 1 横浜生活あんしんセンター運営事業【中期】〈拡充〉 2億6,485万円

権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。

また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。

#### （1）権利擁護事業 〈拡充〉

権利擁護事業契約件数の増加に対応するため、定期訪問を行う生活支援員を3名増員し、適切な訪問活動を支援します。

#### （2）法人後見支援事業 〈拡充〉

成年後見制度の利用促進が必要な障害分野において長期間の後見受任期間に対応可能で、かつ障害理解のある団体が、法人後見に取り組めるよう、人材育成等の活動支援を実施します。

### 2 成年後見制度利用支援事業 1億158万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。

申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。

### 3 成年後見制度利用促進事業 1,248万円

#### （1）成年後見サポートネット

成年後見制度をはじめ、権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や、地域における課題検討を行い、適切な制度活用と連携を促進します。

#### （2）権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施

区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。

### 4 市民後見人養成・活動支援事業【中期】 6,186万円

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関である「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人バンク登録者に対する研修や面接等の実施のほか、受任を促進し、受任後には、後見業務における相談・助言等の活動支援を実施します。

|   |                    |            |  |        |      |  |
|---|--------------------|------------|--|--------|------|--|
| 3   | 地域ケアプラザ<br>整備・運営事業 |            | <b>事業内容</b><br>市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、<br>地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う<br>地域ケアプラザの整備・運営を行います。             |        |      |  |
|   | 本年度                | 31億3,949万円 | <b>1 整備事業【中期】</b> <span style="float:right">3億5,613万円</span><br>建設等4か所（28年度5か所）                          |        |      |  |
|   | 前年度                | 33億7,384万円 | (1) 工事等 2か所<br>[ しゅん工 1か所 [深谷俣野]<br>床取得 1か所 [二俣川] ]  |        |      |  |
|   | 差引                 | △2億3,435万円 | (2) 設計 1か所 [領家] (仮称)<br>(3) 調査 1か所 [山下] (仮称) <b>【区】</b>  |        |      |  |
| 本年度の<br>財源内訳  | 国                  | —          | <b>2 運営事業【中期】</b> <span style="float:right">27億8,336万円</span>  |        |      |  |
|   | 県                  | —          | (1) 地域ケアプラザの運営（137か所）<br>地域における身近な福祉保健の拠点として、次の<br>事業を実施します。   |        |      |  |
|   | その他                | 1億1,094万円  | ア 身近な相談機能（障害者・子育て等）<br>イ 地域包括支援センター（高齢者）<br>ウ 地域活動・交流<br>エ 通所介護<br>オ 居宅介護支援                              |        |      |  |
|   | 市費                 | 30億2,855万円 | (2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等<br>効果的な運営を図るため、運営についての指導・<br>支援等を実施します。   |        |      |  |
| ※ 地域包括支援センターの事業費は<br>含まない。同経費は介護保険事業費<br>会計に計上。<br>(P.12の8参照)   |                    |            | ア 施設運営指導<br>イ 指定管理者選定<br>ウ 特別避難場所応急備蓄物資整備<br>(3) 地域活動・交流コーディネーター及び生活支援コ<br>ーディネーターの養成<br>(4) 地域ケアプラザ借地料等 |        |      |  |
| [建設等4か所]  |                    |            |  |        |      |  |
|   | 所在区                | 名称         | 事業内容等  | しゅん工予定 | 開所予定 |  |
| 建設（継続）  | 1 戸塚区              | 深谷俣野       | 建設工事、しゅん工  | 29年度   | 29年度 |  |
| 再開発ビル<br>床取得  | 2 旭区               | 二俣川        | 床取得費（29年度分）  | 29年度   | 30年度 |  |
| 新規設計等   | 3 泉区               | 領家(仮称)     | 基本・実施設計、<br>電波障害調査   | 31年度   | 31年度 |  |
| 調査  | 4 緑区               | 山下(仮称)※    | 整備用地調査   | 32年度   | 33年度 |  |
| ※横浜環状北西線整備に伴う助成金等を活用し、整備計画（全市145か所：中学校区程度<br>に1か所）とは別に整備するものです。 |                    |            |  |        |      |  |

|          |                      |         |   |
|----------|----------------------|---------|---|
| 4        | だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業 |         | <b>事業内容</b><br>「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。  |
| 本 年 度    | 6,089万円              |         | <b>1 福祉のまちづくり条例推進事業 419万円</b><br>(1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催<br>(2) 福祉のまちづくり普及啓発<br>(3) 条例対象施設についての事前協議・相談等<br><br><b>2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業【中期】 3,856万円</b><br>誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。<br>民間事業者への補助 70台<br><br><b>3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業〈新規〉 1,814万円</b><br><u>移動の拠点となる鉄道駅舎におけるエレベーター等の整備経費の一部を補助します。</u><br>JR横浜線 菊名駅 エレベーター 1基<br>多目的トイレ 1箇所 |
| 前 年 度    | 3,271万円              |         |   |
| 差 引      | 2,818万円              |         |   |
| 本年度の財源内訳 | 国                    | —       |   |
|          | 県                    | 833万円   |   |
|          | その他                  | 6万円     |   |
|          | 市 費                  | 5,250万円 |   |

|          |          |         |  |
|----------|----------|---------|--|
| 5        | 地域の見守り事業 |         | <b>事業内容</b><br><b>1 ごみ問題を抱えている人への支援事業〈拡充〉 2,900万円</b><br>いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。 <u>区民からの相談への対応やごみの排出の支援を行うとともに困難案件には専門家の助言を得ながら取り組むなど</u> 、各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。 |
| 本 年 度    | 5,322万円  |         | <b>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 1,442万円</b><br>在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。  |
| 前 年 度    | 3,061万円  |         |  |
| 差 引      | 2,261万円  |         |  |
| 本年度の財源内訳 | 国        | 460万円   |  |
|          | 県        | —       |  |
|          | その他      | 8万円     |  |
|          | 市 費      | 4,854万円 |  |

## II 高齢者保健福祉の推進

### 介護保険制度関連事業の概要

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 介護<br>保険<br>事業<br>費<br>会<br>計   | <b>1 介護保険給付 (10ページ：6番) 2,653億3,854万円</b>  |   |  |
|   | <b>在宅(居宅)サービス 1,448億2,186万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> <li>通所介護</li> <li>通所リハビリテーション</li> <li>短期入所生活介護</li> <li>短期入所療養介護</li> <li>特定施設入居者生活介護</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>特定福祉用具販売</li> <li>住宅改修</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問介護(※)</li> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> <li>介護予防通所介護(※)</li> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> <li>介護予防短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> <li>介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>介護予防福祉用具貸与</li> <li>特定介護予防福祉用具販売</li> <li>介護予防住宅改修</li> </ul> | <b>地域密着型サービス 295億14万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>夜間対応型訪問介護</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>認知症対応型共同生活介護<br/>(認知症高齢者グループホーム)</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>地域密着型通所介護</li> </ul>     |
|   | ※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、下記2地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に移行   | <b>予防給付 &lt;要支援者対象&gt; (再掲) 46億4,164万円</b>  |  |
|   | <b>施設サービス(介護保険3施設) 754億108万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> </ul>   | <b>その他 156億1,546万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額介護(予防)サービス費</li> <li>高額医療合算介護(予防)サービス費</li> <li>特定入所者介護(予防)サービス費</li> <li>審査支払手数料</li> </ul>  |  |
| 一<br>般<br>会<br>計  | <b>2 地域支援事業 (11~13ページ) 160億4,657万円</b>  |   |  |
|   | <b>介護予防・日常生活支援総合事業 98億4,726万円 (11ページ：7番)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり型介護予防事業</li> <li>訪問支援事業</li> <li>よこはまシニアボランティアポイント事業<br/>(よこはま健康スタイル推進事業)</li> <li>介護予防・生活支援サービス事業</li> </ul>  | <b>包括的支援事業 52億1,046万円 (12ページ：8番)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター運営費</li> <li>ケアマネジメント推進事業</li> <li>認知症初期集中支援等推進事業</li> <li>生活支援体制整備事業</li> <li>地域ケア会議推進事業</li> <li>地域包括ケア推進事業</li> <li>在宅医療連携推進事業<br/>(医療局予算：3億5,742万円)</li> </ul>  | <b>任意事業 9億8,885万円 (13ページ：9番)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費適正化事業</li> <li>介護相談員派遣事業</li> <li>ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業</li> <li>高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</li> <li>民間活力による高齢者見守り推進事業</li> <li>成年後見制度利用支援事業</li> <li>介護サービス自己負担助成費</li> <li>地域で支える介護者支援事業<br/>(認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)</li> </ul> |
|   | ※上記1介護保険給付における「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービス事業に移行  |   |  |
| <b>3 その他事務費 74億8,717万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員人件費</li> <li>保険運営費</li> <li>計画策定・管理費</li> <li>要介護認定等事務費 等</li> </ul>  |   |   |  |
| <b>4 介護保険外サービス (14ページ：10番) 6億8,287万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症支援事業</li> <li>ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業</li> <li>中途障害者支援事業</li> <li>外出支援サービス事業</li> <li>高齢者等住環境整備事業 ほか</li> </ul> |   |   |  |
| <b>5 低所得者の利用者負担助成事業 (16ページ：13番) 1億813万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】</li> <li>介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計(再掲)】</li> </ul>  |   |   |  |

# 地域包括ケアシステムの構築

## 1 地域包括ケアシステム構築の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『地域包括ケアシステム』を構築

## 2 29年度重点取組事項 152億8,174万円（医療局予算 3億9,214万円含む）

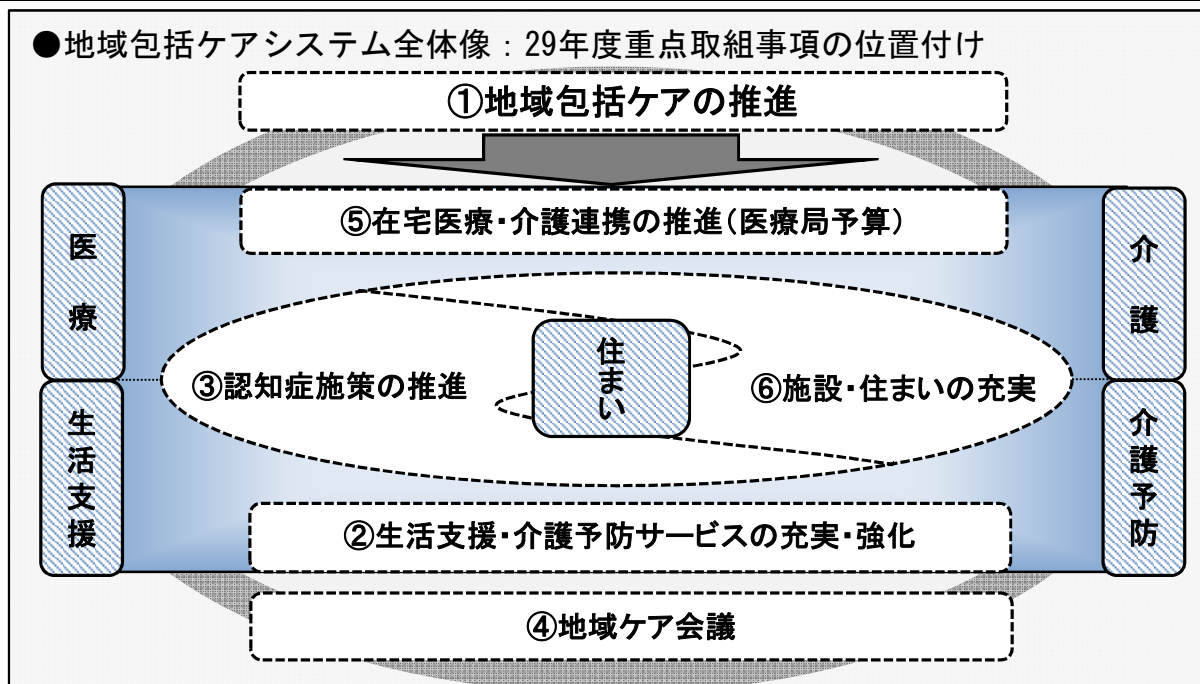
|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>① 地域包括ケアの推進</b>   | <b>37億7,797万円</b>  |
| 〈新規〉 ・各区行動指針策定ほか〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕(12ページ：8番)              | 2,160万円            |
| 〈新規〉 ・圏域レベルデータ分析システムの開発検討〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕(12ページ：8番)     | 2,300万円            |
| ・地域包括支援センター運営費〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕(12ページ：8番)                | 37億3,337万円         |
| <b>② 生活支援・介護予防サービスの充実・強化</b>                               | <b>105億1,754万円</b> |
| 〈拡充〉 ・介護予防・生活支援サービス事業〔介護保険事業費会計：介護予防・日常生活支援総合事業〕(11ページ：7番) | 95億4,608万円         |
| ・生活支援体制整備事業〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕(12ページ：8番)                   | 9億7,146万円          |
| <b>③ 認知症施策の推進</b>  | <b>1億6,612万円</b>   |
| 〈拡充〉 ・認知症初期集中支援等推進事業〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕(12ページ：8番)          | 9,717万円            |
| ・地域で支える介護者支援事業〔介護保険事業費会計：任意事業〕(13ページ：9番)                   | 679万円              |
| ・認知症支援事業〔一般会計〕(14ページ：10番)                                  | 6,216万円            |
| <b>④ 地域ケア会議</b>  | <b>354万円</b>       |
| ・地域ケア会議推進事業〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕(12ページ：8番)                   |                    |
| <b>⑤ 在宅医療・介護連携の推進（医療局予算）</b>                               | <b>3億9,214万円</b>   |
| ・在宅医療連携推進事業〔介護保険事業費会計：包括的支援事業〕                             | 3億5,742万円          |
| 〈拡充〉 ・在宅医療推進事業〔一般会計〕                                       | 3,472万円            |
| <b>⑥ 施設・住まいの充実</b>   | <b>4億2,443万円</b>   |
| 〈拡充〉 ・特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業〔一般会計〕(17ページ：15番)                | 3億9,266万円          |
| 〈拡充〉 ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業〔一般会計〕(17ページ：15番)                | 3,177万円            |

### 内訳

○介護保険事業費会計：147億6,043万円（再掲）

（介護予防・日常生活支援総合事業 95億4,608万円・包括的支援事業 52億756万円・任意事業 679万円）

○一般会計：5億2,131万円





|                                     |                       |                                  |  |   |
|-------------------------------------|-----------------------|----------------------------------|--|---|
| 6                                   | 介護保険事業<br>(介護保険事業費会計) |                                  | <b>事業内容</b><br>介護保険法、第6期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。<br><u>29年度に予定されている介護報酬の改定に伴う介護職員の処遇改善(月額1万円相当)に対応します。</u><br><u>また、介護保険事業者に対する実地指導の委託事業を拡充し、新たに介護付有料老人ホームに対する実地指導の委託事業を行い、指導監査体制を強化します。</u><br><u>さらに、30年度より始まる第7期介護保険事業計画を策定します。</u>   |   |
| 本年度                                 | 2,888億7,228万円         |                                  |  |   |
| 前年度                                 | 2,679億6,460万円         |                                  |  |   |
| 差引                                  | 209億768万円             |                                  |  |   |
| 本年度の財源内訳                            | 国                     | 599億7,905万円                      | <b>1 被保険者</b><br>(1) 第1号被保険者(65歳以上) 約89万人<br>(2) 第2号被保険者(40~64歳) 約130万人<br><br><b>2 要介護認定</b><br>介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。<br>要介護認定者数 約16万9千人<br><br><b>3 保険給付</b><br>保険給付費 2,653億3,854万円<br><br><b>4 介護保険料(第1号被保険者)</b><br>(1) 保険料基準額<br><月額換算> 5,990円(27~29年度)<br>(2) 保険料軽減措置<br>ア 低所得者の保険料軽減<br>イ 低所得者減免<br>ウ <u>長期・短期譲渡所得にかかる特別控除減免</u> |   |
|                                     | 県                     | 407億802万円                        |  |   |
|                                     | 第1号保険料                | 668億1,412万円                      |  |   |
|                                     | 第2号保険料                | 769億6,952万円                      |  |   |
|                                     | その他                   | 32億4,654万円                       |  |   |
|                                     | 市費                    | 411億5,503万円                      |  |   |
| (3) 段階別保険料                          |                       |                                  |  |   |
| 段階                                  | 割合                    | 対象者                              | 保険料年額(月額)  |   |
| 第1段階                                | 0.40<br>(※0.45)       | 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者 | 28,750円(月2,390円)<br>【※32,340円(月2,690円)】  |   |
| 第2段階                                | 0.40<br>(※0.45)       | 本人、世帯とも<br>市民税非課税者               | (うち本人年金80万円以下等の者)  | 28,750円(月2,390円)<br>【※32,340円(月2,690円)】 |
| 第3段階                                | 0.60                  |                                  | (うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)   | 43,120円(月3,590円)                        |
| 第4段階                                | 0.65                  |                                  | (うち第2段階・第3段階を除く者)  | 46,720円(月3,890円)                        |
| 第5段階                                | 0.90                  | 本人市民税非課税<br>世帯市民税課税者             | (うち本人年金80万円以下等の者)  | 64,690円(月5,390円)                        |
| 第6段階                                | 1.00(基準額)             |                                  | (うち第5段階を除く者)   | <b>71,880円(月5,990円)</b>                 |
| 第7段階                                | 1.10                  | 市民税課税者                           | (合計所得金額160万円未満の者)  | 79,060円(月6,580円)                        |
| 第8段階                                | 1.27                  |                                  | (合計所得金額160万円以上250万円未満の者)   | 91,280円(月7,600円)                        |
| 第9段階                                | 1.55                  |                                  | (合計所得金額250万円以上350万円未満の者)   | 111,410円(月9,280円)                       |
| 第10段階                               | 1.69                  |                                  | (合計所得金額350万円以上500万円未満の者)   | 121,470円(月10,120円)                      |
| 第11段階                               | 1.96                  |                                  | (合計所得金額500万円以上700万円未満の者)   | 140,880円(月11,740円)                      |
| 第12段階                               | 2.28                  |                                  | (合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)   | 163,880円(月13,650円)                      |
| 第13段階                               | 2.60                  |                                  | (合計所得金額1,000万円以上の者)  | 186,880円(月15,570円)                      |
| ※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、保険料年額(月額) |                       |                                  |  |   |

|              |   |            |
|--------------|---|------------|
| 7            | 〔地域支援事業〕<br>介護予防・日常生活<br>支援総合事業<br>(介護保険事業費会計)<br><br>※6「介護保険事業」の再掲 |            |
| 本年度          | 98億4,726万円  |            |
| 前年度          | 69億8,584万円  |            |
| 差引           | 28億6,142万円  |            |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国   | 21億7,911万円 |
|              | 県   | 11億9,407万円 |
|              | 第1号<br>保険料  | 23億1,077万円 |
|              | 第2号<br>保険料  | 26億7,473万円 |
|              | その他   | 73万円       |
|              | 市費  | 14億8,785万円 |

## 事業内容

要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様で柔軟な生活支援のある地域づくりを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。

### 1 地域づくり型介護予防事業【中期】

7,030万円

- (1) 介護予防普及啓発事業  
高齢者の健康づくりや介護予防について、リーフレット等の配布や講演会の開催を通して普及啓発します。
- (2) 地域介護予防活動支援事業  
研修会等の開催により、地域の介護予防に関する活動の活性化や人材育成を行います。
- (3) 元気づくりステーション事業  
身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動（元気づくりステーション）について、新規立ち上げ等の支援を行います。
- (4) 地域リハビリテーション活動支援事業  
リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、全区で介護予防事業の強化を図ります。

### 2 訪問支援事業

1億4,988万円

心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・嘱託看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。

### 3 よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】

8,100万円

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。

対象となる活動は、介護施設、地域ケアプラザ、子育て支援施設、病院及び障害者支援施設でのボランティア活動です。

(29年度末見込み：登録者数 19,356人 受入か所数 533か所)

### 4 介護予防・生活支援サービス事業〈拡充〉

95億4,608万円

介護保険の要支援認定を受けた方等が利用する訪問介護・通所介護を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として提供します。28年1月より予防給付からの移行を開始し、28年12月末で移行を終了しました。

介護予防・生活支援サービス事業では、予防給付相当のサービスのほか、28年10月から、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービスを開始しました。

また、29年度から有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業を実施し、地域包括ケアシステムの基盤の一つとなる介護予防・生活支援サービスの充実・強化を図ります。

|              |   |            |
|--------------|---|------------|
| 8            | 〔地域支援事業〕<br>包括的支援事業<br>(介護保険事業費会計)<br><br>※6「介護保険事業」の再掲 |            |
| 本年度          | 52億1,046万円  |            |
| 前年度          | 50億2,850万円  |            |
| 差引           | 1億8,196万円   |            |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国   | 20億2,323万円 |
|              | 県   | 10億1,161万円 |
|              | 第1号<br>保険料等   | 11億4,132万円 |
|              | 市費  | 10億3,430万円 |

医療局予算 3億5,742万円含む

## 事業内容

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。

また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

### 1 地域包括支援センター運営費【中期】

(29年度末設置数：140か所) **37億3,337万円**

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。

- (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護
- (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
- (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)

### 2 ケアマネジメント推進事業

**290万円**

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。

### 3 認知症初期集中支援等推進事業【中期】〈拡充〉

**9,717万円**

「認知症初期集中支援チーム」を新たに5区に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化します。医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。  
(29年度末設置数：13区)

### 4 生活支援体制整備事業

**9億7,146万円**

28年度から配置した「生活支援コーディネーター(区域：各区社会福祉協議会、日常生活圏域：地域ケアプラザ等)」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加の機会が充実した地域づくりを支援します。

- ・地域の社会資源、高齢者ニーズ及び課題の把握
- ・自治会町内会・ボランティア団体・NPO・社会福祉法人・民間企業など、多様な主体間の連携体制(ネットワーク)の構築
- ・地域の自主的な活動・サービスを創出・継続・発展させるための具体的な企画立案

### 5 地域ケア会議推進事業

**354万円**

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める、地域ケア会議を効果的に実施するため、研修等を行います。

### 6 地域包括ケア推進事業〈新規〉

**4,460万円**

要介護認定率や介護保険サービスの利用状況等を基に、地域包括ケアシステム構築に向けた日常生活圏域ごとのデータ分析を行えるよう、システム開発を検討します。  
また、地域特性に応じた重点取組などを記載する、各区行動指針を策定します。

|              |  |           |
|--------------|--|-----------|
| 9            | 〔地域支援事業〕<br>任意事業<br>(介護保険事業費会計)<br><br>※6「介護保険事業」の再掲 |           |
| 本年度          | 9億8,885万円  |           |
| 前年度          | 9億6,956万円  |           |
| 差引           | 1,929万円  |           |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国  | 3億5,909万円 |
|              | 県  | 1億7,954万円 |
|              | 第1号<br>保険料等  | 2億857万円   |
|              | 市費   | 2億4,165万円 |

### 事業内容

高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や紙おむつの給付等、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。

#### 1 介護給付費適正化事業 3,016万円

給付実績をチェックするとともに事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。また、給付費通知を送付し、介護サービスの適正な利用を呼びかけるとともに架空請求等不適正な請求の発見・抑制を図ります。

#### 2 介護相談員派遣事業 1,932万円

利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、相談活動を通じて利用者と施設の橋渡しを行うことによりサービスの質の向上を図ります。

#### 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 3億222万円

介護保険の要介護者に該当し、ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の方を対象に、紙おむつを給付します。

#### 4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 3億6,892万円

高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談及び安否確認、緊急時対応などのサービスを提供します。また、市営ひかりが丘住宅については自助・共助の強化に向けた取組を推進します。

#### 5 民間活力による高齢者見守り推進事業 8,160万円

ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行い、自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。また、生活支援サービスを行う民間事業者との協働事業による高齢者の見守りを行います。

#### 6 成年後見制度利用支援事業〈再掲(P5)〉 8,947万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。申立て費用については、区長が申立てを行った人のみが対象です。

#### 7 介護サービス自己負担助成費 9,037万円

低所得者の方が特定のサービスを利用する場合、利用料や居住費等の一部を助成します。

#### 8 地域で支える介護者支援事業 679万円

認知症高齢者等を介護する家族の介護負担を軽減するため、介護者のつどい等の介護者支援を行うとともに、認知症への理解や高齢者虐待防止を進めるための普及啓発を行います。また、認知症高齢者等の見守りや高齢者虐待防止・早期発見のため、関係機関の連携支援体制を構築します。

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 10       | 介護保険外サービス |           |
| 本年度      |           | 6億8,287万円 |
| 前年度      |           | 7億4,000万円 |
| 差引       |           | △5,713万円  |
| 本年度の財源内訳 | 国         | 5,782万円   |
|          | 県         | 1,880万円   |
|          | その他       | 1万円       |
|          | 市費        | 6億624万円   |

## 事業内容

介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。

### 1 認知症支援事業【中期】 6,216万円

#### (1) 認知症に関する保健福祉相談

保健福祉相談の実施や認知症コールセンターの運営、医療機関調査、緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。

#### (2) 認知症医療体制の充実

認知症の診断や治療等の専門医療を行う、認知症疾患医療センターを、横浜市立大附属病院等に設置します。認知症疾患医療センターを中心に、認知症医療体制の充実を図るとともに、医療と介護の連携を推進します。

また、かかりつけ医をサポートする認知症サポート医の養成及び認知症の早期発見・対応のために、地域のかかりつけ医等に対し、認知症対応力向上研修を実施します。

#### (3) 認知症サポーターキャラバン事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成等を行う認知症サポーターキャラバン事業を実施します。

### 2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 1,823万円

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、急な体調の悪化等の緊急事態が発生した場合に、すぐに近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。

### 3 中途障害者支援事業 4億821万円

脳血管疾患の後遺症等により心身機能が低下している中途障害者に対し、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図るため、リハビリ教室、生活訓練及び地域交流等を行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費を補助します。また、中途障害者地域活動センターの利用を支援するため、関係機関との連絡会・研修会を実施するとともに、中途障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。

### 4 外出支援サービス事業 6,478万円

公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。

### 5 高齢者等住環境整備事業等 1億2,949万円

要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、医療・介護・建築等の専門職が、生活動作・介護方法・家屋環境の改善を助言するとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成し、健康で安全な在宅生活の継続を支援します。

|          |             |            |  |
|----------|-------------|------------|--|
| 11       | 高齢者の社会参加促進  |            | <b>事業内容</b><br>高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。<br><b>1 敬老特別乗車証交付事業 108億4,301万円</b><br>高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。<br>(予定交付者数：約38万人)<br><b>2 老人クラブ助成事業【中期】 2億9,862万円</b><br>新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。<br>(クラブ：1,729クラブ、会員：119,000人(予定))<br><b>3 高齢者のための優待施設利用促進事業 1,855万円</b><br>65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。(協賛予定数:2,215店舗)<br><b>4 いきいきシニア地域貢献モデル事業【中期】〈拡充〉 2,096万円</b><br>地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けたモデル事業を金沢区で継続し、 <u>2か所目を港北区に開所します。</u><br><b>5 全国健康福祉祭参加事業等 3,242万円</b><br>人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ高齢者の健康維持・増進等を図るため、大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。 |
| 本年度      | 112億1,356万円 |            |  |
| 前年度      | 112億127万円   |            |  |
| 差引       | 1,229万円     |            |  |
| 本年度の財源内訳 | 国           | 1億3,006万円  |  |
|          | 県           | —          |  |
|          | その他         | 18億6,275万円 |  |
|          | 市費          | 92億2,075万円 |  |

|          |               |         |  |
|----------|---------------|---------|--|
| 12       | 福祉人材確保・定着支援事業 |         | <b>事業内容</b><br>福祉人材不足解消のため、介護職員給与等の処遇改善加算をさらに1万円相当上乘せするほか、新たな従事者の確保や就業支援及び定着支援を行います。<br><b>1 福祉人材の就業支援【中期】〈拡充〉 3,343万円</b><br><u>(1) 介護職場への就業支援事業〈拡充〉</u><br>市内介護事業所等での就業機会の確保及び介護資格取得支援の委託を拡充するほか、外国籍市民等向けの福祉施設への就職相談会等を実施します。<br>また、介護人材の確保を目的とした就業セミナー等を実施する実施主体に対して補助金を交付し、介護職員の就業促進を図ります。<br><u>(2) 将来の介護人材育成確保事業〈拡充〉</u><br>市内高校生を対象に、介護施設等でのインターンシップの実施や、介護職のイメージ向上に繋がるPR事業のほか、資格取得支援等を行います。<br><b>2 海外からの介護福祉人材就労支援事業 1,866万円</b><br>経済連携協定に基づき来日した介護福祉士候補者の就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得支援を行います。<br><b>3 地域包括ケア実現を担う人材育成事業〈拡充〉 948万円</b><br>介護事業所の責任者(管理者)及び経験が浅い介護職員を対象に、 <u>職場環境改善や人材育成を支援する研修を実施し、離職防止・人材の定着を図ります。</u> |
| 本年度      | 6,157万円       |         |  |
| 前年度      | 5,320万円       |         |  |
| 差引       | 837万円         |         |  |
| 本年度の財源内訳 | 国             | —       |  |
|          | 県             | 6,157万円 |  |
|          | その他           | —       |  |
|          | 市費            | —       |  |

|          |                |         |   |
|----------|----------------|---------|---|
| 13       | 低所得者の利用者負担助成事業 |         | <b>事業内容</b><br>介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。  |
| 本年度      | 1億813万円        |         | <b>1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,776万円</b><br>社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。<br>助成予定対象者数 1,295人  |
| 前年度      | 1億344万円        |         |   |
| 差引       | 469万円          |         |   |
| 本年度の財源内訳 | 国              | 1,113万円 |   |
|          | 県              | 1,889万円 |   |
|          | 第1号保険料         | 628万円   |   |
|          | 市費             | 7,183万円 |   |
|          |                |         | <b>2 介護サービス自己負担助成費〈再掲(P13)〉 9,037万円</b><br>所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。<br>助成の種類及び助成予定対象者数 |
|          |                |         | (1) 在宅サービス助成 1,300人   |
|          |                |         | (2) グループホーム助成 100人  |
|          |                |         | (3) 施設居住費助成 50人   |

|          |               |           |  |
|----------|---------------|-----------|--|
| 14       | 地域密着型サービス推進事業 |           | <b>事業内容</b><br>高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。  |
| 本年度      | 11億1,308万円    |           | <b>1 地域密着型サービス事業所運営推進事業【中期】</b><br>事業者の質の確保及び向上を図るための運営支援<br><b>1,386万円</b>  |
| 前年度      | 10億3,661万円    |           |  |
| 差引       | 7,648万円       |           |  |
| 本年度の財源内訳 | 国             | 1億6,966万円 |  |
|          | 県             | 9億3,440万円 |  |
|          | その他           | 453万円     |  |
|          | 市費            | 449万円     |  |
|          |               |           | <b>2 地域密着型サービス事業所補助事業【中期】 2億2,130万円</b><br>(1) 開設経費補助 25か所<br>(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所転換推進費補助 6か所                                |
|          |               |           | <b>3 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】 5億1,510万円</b><br>(1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 14か所<br>(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 2か所 |
|          |               |           | <b>4 認知症高齢者グループホーム整備及び消防用設備設置等事業 3億6,282万円</b><br>(1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 6か所<br>(2) 消防用設備設置費等補助 101か所                        |

| 15               | 施設や住まいの整備等の推進 |  | 事業内容   |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|------------------|---------------|--|--|---------|----------------|-------------|---------|-----|--------|---------|----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|------|--------|-------------|---------|-----|---------|----------|--|--|---------|--|----|----------|----------|-----|---------|----------|------|-----------|-----|---------|------------------|--|--|---------|--|
|                  | 本年度           | 43億66万円  | <b>1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】〈拡充〉</b><br><b>32億4,558万円</b><br>要介護3以上の方が概ね12か月以内に入所できるよう、施設整備に対する助成を行い、市有地及び国有地を活用して、整備促進を図ります。<br>また、新たに、従来型多床室のプライバシー保護のための改修支援事業及び特別養護老人ホーム整備に係る定期借地権設定一時金支援事業を実施します。そのほか、老朽化した従来型施設の長寿命化を図るため、大規模修繕費の一部補助を行います。  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  | 前年度           | 21億8,111万円   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(シフト)</th> <th rowspan="2">整備数累計<br/>29年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽の家羽沢</td> <td>神奈川県羽沢町</td> <td>ユ-アイ二十一</td> <td>110(10)</td> <td rowspan="3">15,593床</td> </tr> <tr> <td>羽沢の家二番館</td> <td>神奈川県羽沢町</td> <td>さくら会</td> <td>90(10)</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里鶴見小野</td> <td>鶴見区下野谷町</td> <td>兼愛会</td> <td>100(20)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3か所 300床</td> <td>300(40)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新規</td> <td>日野フェニックス</td> <td>港南区日野六丁目</td> <td>同慶会</td> <td>130(10)</td> <td rowspan="2">2か所 300床</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>港南区日野南三丁目</td> <td>育生会</td> <td>170(10)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特養建設費補助 5か所 600床</td> <td>600(60)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |         |                |             | 施設名(仮称) | 建設地 | 建設運営法人 | 定員(シフト) | 整備数累計<br>29年度末 | 太陽の家羽沢      | 神奈川県羽沢町 | ユ-アイ二十一 | 110(10) | 15,593床 | 羽沢の家二番館 | 神奈川県羽沢町   | さくら会 | 90(10) | しょうじゅの里鶴見小野 | 鶴見区下野谷町 | 兼愛会 | 100(20) | 3か所 300床 |  |  | 300(40) |  | 新規 | 日野フェニックス | 港南区日野六丁目 | 同慶会 | 130(10) | 2か所 300床 | ひまわり | 港南区日野南三丁目 | 育生会 | 170(10) | 特養建設費補助 5か所 600床 |  |  | 600(60) |  |
|                  | 施設名(仮称)       | 建設地  | 建設運営法人   | 定員(シフト) | 整備数累計<br>29年度末 |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 太陽の家羽沢           | 神奈川県羽沢町       | ユ-アイ二十一  | 110(10)  | 15,593床 |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 羽沢の家二番館          | 神奈川県羽沢町       | さくら会   | 90(10)   |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| しょうじゅの里鶴見小野      | 鶴見区下野谷町       | 兼愛会  | 100(20)  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 3か所 300床         |               |  | 300(40)  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 新規               | 日野フェニックス      | 港南区日野六丁目   | 同慶会  | 130(10) | 2か所 300床       |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  | ひまわり          | 港南区日野南三丁目  | 育生会  | 170(10) |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 特養建設費補助 5か所 600床 |               |  | 600(60)  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 差引               | 21億1,955万円    | <b>2 養護老人ホーム整備事業</b><br><b>1億546万円</b><br>老朽化等の課題に対応するため、公立ホーム(恵風ホーム)の代替施設として、民設民営による新名瀬ホーム(仮称)の整備を進めます。 |  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 本年度の財源内訳         | 国             | 3億1,161万円  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員</th> <th>開所予定</th> <th>H29事業スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新名瀬ホーム</td> <td>戸塚区名瀬町</td> <td>朋光会</td> <td>120</td> <td>30年度</td> <td>実施設計・工事着手</td> </tr> </tbody> </table>  |         |                |             | 施設名(仮称) | 建設地 | 建設運営法人 | 定員      | 開所予定           | H29事業スケジュール | 新名瀬ホーム  | 戸塚区名瀬町  | 朋光会     | 120     | 30年度    | 実施設計・工事着手 |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  | 施設名(仮称)       | 建設地  | 建設運営法人   | 定員      | 開所予定           | H29事業スケジュール |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  | 新名瀬ホーム        | 戸塚区名瀬町   | 朋光会  | 120     | 30年度           | 実施設計・工事着手   |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  | 県             | 15億5,401万円   |  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| その他              | 3,992万円       |  |  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
| 市費               | 23億9,512万円    |  |  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  |               |  | <b>3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】〈拡充〉</b><br><b>3,177万円</b><br>特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。<br>また、入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を増員し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を積極的に支援します。   |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  |               |  | <b>4 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】〈拡充〉</b><br><b>941万円</b><br>高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、引き続き公有地及び民有地を活用した「よこはま多世代・地域交流型住宅」の整備の検討を進めます。   |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  |               |  | <b>5 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等</b><br><b>3億6,098万円</b><br>特別養護老人ホーム等の開設に向けた体制整備の支援や有料老人ホーム消防設備設置等に係る経費の一部補助を行います。  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  |               |  | <b>6 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業【中期】〈拡充〉</b><br><b>3億9,266万円</b><br>医療的ケアが必要な方を多く受け入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に対し、運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入を促進します。<br>また、看護職員を加配する施設で、新たに設定した配置基準を満たす場合には、助成単価の引上げを行い、更なる受入促進のための仕組みをモデル実施します。  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |
|                  |               |  | <b>7 高齢者施設防犯対策強化事業〈新規〉</b><br><b>1億5,480万円</b><br>特別養護老人ホーム等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラの設置等必要な安全対策に要する費用を、172施設に対し、1施設あたり90万円を上限とし、補助を行います。  |         |                |             |         |     |        |         |                |             |         |         |         |         |         |           |      |        |             |         |     |         |          |  |  |         |  |    |          |          |     |         |          |      |           |     |         |                  |  |  |         |  |



# Ⅲ 障害者施策の推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1 障害者総合支援法に関する主な事業

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| 介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等 | 障害者地域活動ホーム運営事業   | 障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要16】               |
|                      | 精神障害者生活支援センター運営事業  | 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【事業概要16】         |
|                      | 地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）  | 障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。【事業概要16】           |
|                      | 障害者自立生活アシスタント事業  | 地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【事業概要16】       |
|                      | 居宅介護事業   | 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16・21】 |
|                      | 障害者グループホーム設置運営等事業  | 日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送れるように支援します。【事業概要18】        |
|                      | 障害者相談支援事業  | 計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要19】 |
|                      | 生活援護事業（補装具・日常生活用具）   | 身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。                                       |
|                      | 重度障害者入浴サービス事業  | 在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。                                      |
|                      | 精神障害者医療費公費負担事業   | 精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。                             |
| 障害者支援施設等自立支援給付費      | 施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【事業概要17】 |   |
| 障害児・者短期入所事業          | 在宅の障害児・者の介護者や家族が疾病や冠婚葬祭等により介助できない場合や、疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。 |   |

### 2 その他の事業

|        |               |   |
|--------|---------------|---|
| その他の事業 | 発達障害者支援体制整備事業 | 発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要19】                                  |
|        | 障害者就労支援事業     | 障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要22】                              |
|        | 重度障害者医療費助成事業  | 重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【事業概要25】   |
|        | こころの健康対策      | 区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【事業概要26】 |
|        | 精神科救急医療対策事業等  | 神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要27】                                     |
|        | 自立生活移行支援助成事業  | 障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。   |

|              |                |             |
|--------------|----------------|-------------|
| 16           | 障害者の<br>地域生活支援 |             |
| 本年度          | 218億495万円      |             |
| 前年度          | 208億9,089万円    |             |
| 差引           | 9億1,406万円      |             |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国              | 63億2,432万円  |
|              | 県              | 31億6,216万円  |
|              | その他            | 217万円       |
|              | 市費             | 123億1,630万円 |

## 事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（**あんしん** と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

### 1 後見的支援推進事業【中期】 **あんしん** 5億9,757万円

障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（29年3月から18区実施）

### 2 多機能型拠点運営事業〈拡充〉 **あんしん** 1億8,679万円

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（新規 西部方面1か所 累計3か所）

### 3 障害者地域活動ホーム運営事業〈拡充〉 57億9,400万円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。

また、ショートステイ事業に必要なスプリンクラーの設置費用を助成します。

### 4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 **あんしん** 9億2,195万円

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区）

また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規1区（金沢区） 累計12区）

### 5 地域活動支援センターの運営 **あんしん** 36億3,750万円

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型）   | 年度末見込み：94か所 |
| (2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） | 年度末見込み：60か所 |
| 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所    | 計18か所移行予定   |
| （17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）     |             |

### 6 障害者自立生活アシスタント事業 **あんしん** 3億887万円

地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。（累計40か所）

### 7 障害者ホームヘルプ事業 103億5,827万円

- |   |
|---|
| (1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。 |
| (2) 利用者見込 8,539人 総利用時間見込 251万6,218時間  |

|              |                     |             |  |
|--------------|---------------------|-------------|--|
| 17           | 障害者支援施設等<br>自立支援給付費 |             | <b>事業内容</b><br>障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。<br><b>1 利用者数見込</b><br>延べ11,970人 (月平均)<br><b>2 主な障害福祉サービス</b><br>(1) 施設入所支援<br>施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供<br>(2) 生活介護<br>施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供<br>(3) 就労移行支援<br>一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供<br>(4) 就労継続支援<br>就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供<br><br>地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計18か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照) |
| 本 年 度        | 258億2,567万円         |             |  |
| 前 年 度        | 233億6,459万円         |             |  |
| 差 引          | 24億6,108万円          |             |  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                   | 129億1,073万円 |  |
|              | 県                   | 64億5,537万円  |  |
|              | その他                 | —           |  |
|              | 市 費                 | 64億5,957万円  |  |

|              |                       |            |  |
|--------------|-----------------------|------------|--|
| 18           | 障害者グループホーム<br>設置運営等事業 |            | <b>事業内容</b><br><b>1 設置費補助 2億1,150万円</b><br>障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。<br>新設 47か所、移転 10か所<br>(うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分)<br><br><b>2 運営費補助等 134億1,677万円</b><br>グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。<br>763か所 (A型6、B型757) うち新設 47か所<br><br><b>3 スプリンクラー設置費補助 6億2,039万円</b><br>平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。<br>(新設・移転ホーム分：25か所、既設ホーム分：142か所)<br><br><b>4 高齢化・重度化対応事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あんしん</span> 5,693万円</b><br>医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。 |
| 本 年 度        | 143億559万円             |            |  |
| 前 年 度        | 130億4,375万円           |            |  |
| 差 引          | 12億6,184万円            |            |  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                     | 56億2,290万円 |  |
|              | 県                     | 26億397万円   |  |
|              | その他                   | —          |  |
|              | 市 費                   | 60億7,872万円 |  |

|              |              |            |  |
|--------------|--------------|------------|--|
| 19           | 障害者の<br>相談支援 |            | 事業内容   |
|              | 本年度          | 10億610万円   | <b>1 障害者相談支援事業 6億7,621万円</b><br>障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、<br>基幹相談支援センター等に相談支援業務を委託し、身<br>近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで、関<br>係機関が連携して総合的に推進します。<br>(1) 基幹相談支援センター 18か所<br>(社会福祉法人型地域活動ホーム)<br>(2) 障害児・者福祉施設等 6か所<br>(3) 発達障害者支援センター 1か所<br><b>2 計画相談支援事業 3億294万円</b><br>障害福祉サービスを利用する全ての方を対象とし<br>て計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏ま<br>えたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメント<br>によるきめ細かな支援を行います。<br><b>3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 あんしん 2,695万円</b><br>障害者の地域生活を支援するため、発達障害者及び<br>強度行動障害者への支援体制を強化します。<br>(1) <u>発達障害者地域支援マネジャーの増(2人→4人)</u><br>発達障害者支援センター内に配置し、強度行動<br>障害に関する拠点機能を担います。<br>(2) 強度行動障害に対する支援力向上研修の充実 |
|              | 前年度          | 12億1,517万円 |  |
|              | 差引           | △2億907万円   |  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国            | 3億6,040万円  |  |
|              | 県            | 1億8,020万円  |  |
|              | その他          | —          |  |
|              | 市費           | 4億6,550万円  |  |

|              |                     |         |   |
|--------------|---------------------|---------|---|
| 20           | 障害者差別解消・<br>障害理解の推進 |         | 事業内容  |
|              | 本年度                 | 3,688万円 | <b>1 市の通知に関する点字等対応の実施〈新規〉 553万円</b><br><u>市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申<br/>           出に基づき、点字等の媒体によるものを提供します。</u><br><u>下半期の開始に向けて準備を進め、実施可能な通知か<br/>           ら順次進めていきます。</u><br><b>2 啓発活動〈拡充〉 1,248万円</b><br>リーフレット作成等のほか、 <u>気軽な雰囲気の中で障<br/>           害の理解を深める取組として「障害のある人と障害の<br/>           ない人との交流を通じた啓発活動」を実施します。</u><br>また、各区で区民を対象とした普及啓発を行います。<br><b>3 区役所窓口での手話通訳対応の実施 1,435万円</b><br>前年度に引き続き、手話通訳者のモデル配置を2区<br>で行うほか、通信機器(タブレット端末)を活用した<br>手話通訳対応を全区で実施します。<br><b>4 相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営 364万円</b><br>障害者差別に関する相談に的確に対応するとともに、<br>あっせんを行うための調整委員会を運営します。<br><b>5 障害者差別解消支援地域協議会の運営 88万円</b><br>相談事例の共有や差別解消に関する課題を協議する<br>ため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。 |
|              | 前年度                 | 2,612万円 |   |
|              | 差引                  | 1,076万円 |   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                   | 800万円   |   |
|              | 県                   | 400万円   |   |
|              | その他                 | —       |   |
|              | 市費                  | 2,488万円 |   |

|              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| 21           | 障害者の<br>移動支援 |            |
| 本年度          | 55億8,318万円   |            |
| 前年度          | 55億1,247万円   |            |
| 差引           | 7,071万円      |            |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国            | 7億4,717万円  |
|              | 県            | 3億7,510万円  |
|              | その他          | 6,299万円    |
|              | 市費           | 43億9,792万円 |

## 事業内容

障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

### 1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉

**あんしん** 1億2,329万円

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。

なお、29年度に新たに3区(西区、港南区、都筑区)で開設することで、全区での窓口開設となります。

(新規3区 累計18区)

### 2 特別乗車券交付事業 25億7,921万円

市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。

利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)

### 3 重度障害者タクシー料金助成事業 **あんしん** 4億9,942万円

公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。(助成額1枚500円、交付枚数 年84枚 <1乗車で7枚まで使用可>)

※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚

### 4 障害者ガイドヘルプ事業 **あんしん** 19億157万円

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部助成などを行います。

### 5 ガイドボランティア事業 **あんしん** 5,943万円

視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ボランティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。

### 6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 **あんしん** 312万円

タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の一部を助成します。

### 7 ハンディキャブ事業 6,528万円

車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)

### 8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億3,266万円

施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。

### 9 自動車運転訓練・改造費助成事業 **あんしん** 1,920万円

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

|              |              |   |  |
|--------------|--------------|---|--|
| 22           | 障害者の<br>就労支援 | <b>事業内容</b><br>企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。   |  |
| 本年度          | 3億4,500万円    | <b>1 障害者就労支援センターの運営【中期】</b><br><b>3億354万円</b><br>障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。<br>・障害者就労支援センターの運営 9か所 |  |
| 前年度          | 3億4,571万円    | <b>2 障害者共同受注・優先調達推進【中期】</b><br><b>2,223万円</b><br>よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。   |  |
| 差引           | △71万円        | <b>3 障害者の就労促進</b><br><b>1,923万円</b><br>障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。   |  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国            | —   |  |
|              | 県            | —   |  |
|              | その他          | 868万円   |  |
|              | 市費           | 3億3,632万円   |  |

|              |                 |  |  |
|--------------|-----------------|--|--|
| 23           | 障害者の<br>スポーツ・文化 | <b>事業内容</b><br><b>1 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点整備事業〈拡充〉</b><br><b>1,761万円</b><br><u>東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウイリング横浜用途廃止部分を南部方面の活動拠点として再整備するため、施設の改修設計を行います。</u>              |  |
| 本年度          | 9億7,170万円       | <b>2 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業〈拡充〉</b><br><b>9億4,409万円</b><br>障害者のスポーツ・文化活動の中核施設として聴覚障害者情報提供施設も含め指定管理により管理運営します。<br><b>(1) 障害者スポーツ指導者育成事業〈新規〉</b><br><u>障害者アスリートが求める指導力を養う研修実施</u> |  |
| 前年度          | 9億1,535万円       | <b>(2) 障害者芸術活動支援ネットワーク構築事業〈新規〉</b><br><u>障害者の文化芸術活動を支援するため、多彩な企画展を通じて関係団体のネットワーク化に着手</u>   |  |
| 差引           | 5,635万円         | <b>3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業〈拡充〉【基金】</b><br><b>1,000万円</b><br><u>「ヨコハマ・パラトリエンナーレ2017」の一連の取組の中で、才能のある障害者の発掘や本人の活動を支える人材の育成を進めます。</u><br>実施期間及び場所：5月～10月、象の鼻テラス 他                             |  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国               | 8,469万円  |  |
|              | 県               | 3,375万円  |  |
|              | その他             | 1,058万円  |  |
|              | 市費              | 8億4,268万円  |  |

|                                      |                                      |  |   |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 24                                   | 障<br>害<br>者<br>施<br>設<br>の<br>整<br>備 | 事業内容<br><b>1 障害者施設防犯対策強化事業〈新規〉</b> <b>1億4,759万円</b><br>入所等の障害者施設での利用者の安全を確保するため<br><u>防犯カメラ・非常通報装置等の設置による防犯対策を実施します。</u><br>(障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 184か所) |   |
| 本 年 度                                |                                      | 3億2,101万円  | <b>2 障害者施設整備事業</b> <b>あんしん</b> <b>1億4,515万円</b><br>障害者が地域において自立した日常生活を送るため<br>必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助<br>成を行います。<br>(1) 多機能型拠点(建設地検討) 1か所<br>(2) 改修(大規模修繕) 1か所<br>老朽化している施設は、改修等を行い、利用者等の<br>安全確保と安定した支援を行うために、施設環境を改<br>善します。<br>(3) 特定資金償還金助成<br>社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資<br>金の償還に対して補助を行います。 |
| 前 年 度                                |                                      | 14億6,798万円   |   |
| 差 引                                  |                                      | △11億4,697万円  |   |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳 | 国                                    | 9,940万円  |   |
|                                      | 県                                    | —  |   |
|                                      | その他                                  | 16万円   |   |
|                                      | 市 費                                  | 2億2,145万円  | <b>3 障害者地域活動ホーム整備事業</b> <b>2,827万円</b><br>社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資<br>金の償還に対して補助を行います。   |

|                                      |   |  |  |
|--------------------------------------|---|--|--|
| 25                                   | 重<br>度<br>障<br>害<br>者<br>医<br>療<br>費<br>助<br>成<br>事<br>業<br>・<br>更<br>生<br>医<br>療<br>事<br>業 | 事業内容<br><b>1 重度障害者医療費助成事業</b> <b>107億5,711万円</b><br>重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分<br>を助成します。<br>(1) 対象者<br>次のいずれかに該当する方<br>ア 身体障害1・2級<br>イ IQ35以下<br>ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下<br>エ 精神障害1級(入院を除く)<br><br>(2) 対象者数見込<br>ア 被用者保険加入者 14,692人<br>イ 国民健康保険加入者 18,913人<br>ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,038人<br>計 56,643人 |  |
| 本 年 度                                |   | 157億2,781万円  |  |
| 前 年 度                                |   | 156億5,424万円  |  |
| 差 引                                  |   | 7,357万円  |  |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳 | 国   | 24億8,319万円   | <b>2 更生医療給付事業</b> <b>49億7,070万円</b><br>身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を<br>受ける際の医療費の一部を公費負担します。<br>(1) 対象者<br>18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方<br>(2) 対象者数見込 1,939人 |
|                                      | 県   | 45億7,195万円   |  |
|                                      | その他   | 20億9,373万円   |  |
|                                      | 市 費   | 65億7,894万円   |  |

|          |          |         |   |
|----------|----------|---------|---|
| 26       | こころの健康対策 |         | 事業内容  |
| 本 年 度    | 5,720万円  |         | <b>1 自殺対策事業【中期】 2,940万円</b><br>社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。                      |
| 前 年 度    | 3,948万円  |         | (1) 地域連携<br>講演会等での普及啓発や自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的な役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成研修等を行います。                      |
| 差 引      | 1,772万円  |         | (2) 地域自殺対策情報センター運営<br>地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。             |
| 本年度の財源内訳 | 国        | 529万円   | (3) 自死遺族支援等<br>電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。  |
|          | 県        | 1,062万円 | <b>2 依存症対策事業 911万円</b><br>国のアルコール健康障害対策の基本計画等を踏まえアルコールやその他の依存症に関する普及啓発等を行うとともに、依存症の回復プログラムを実施します。 |
|          | その他      | 5万円     | <b>3 措置入院者の退院後支援〈新規〉 1,869万円</b><br>精神障害者の措置解除後のフォロー対応を行うための体制整備を推進します。                           |
|          | 市 費      | 4,124万円 |   |

|          |             |           |  |
|----------|-------------|-----------|--|
| 27       | 精神科救急医療対策事業 |           | 事業内容   |
| 本 年 度    | 3億895万円     |           | <b>1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉 3億526万円</b><br>県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神科医療を必要とする方の受入協力機関の体制確保を行います。  |
| 前 年 度    | 2億8,820万円   |           | (1) <u>精神科救急医療の受入体制〈拡充〉</u><br>患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。<br><u>さらに、深夜の民間精神科病院の受入を通年実施し切れ目のない精神科救急医療体制を整備します。</u> |
| 差 引      | 2,075万円     |           | (2) 精神科救急医療情報窓口<br>本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。  |
| 本年度の財源内訳 | 国           | 3,813万円   | (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床）<br>精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。  |
|          | 県           | —         | <b>2 精神科救急協力病院保護室整備事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">あんしん</span>                      |
|          | その他         | 18万円      | <b>369万円</b>   |
|          | 市 費         | 2億7,064万円 | 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。   |



## IV 生活基盤の安定と自立の支援

|   |                  |   |   |
|---|------------------|---|---|
| 28  | 生活保護・生活困窮者自立支援事業 | 事業内容<br>本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組及び、生活困窮者自立支援制度をさらに拡充し、一体的な実施を進めていきます。  |   |
| 本年度   | 1,303億5,726万円    | <b>1 生活保護費（法定分） 1,294億9,365万円</b><br>生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。<br>(1) 被保護世帯 54,142世帯 (28年11月 53,597世帯)<br>(2) 被保護人員 70,809人 (28年11月 70,724人) |   |
| 前年度   | 1,291億3,106万円    |   |   |
| 差引  | 12億2,620万円       |   |   |
| 本年度の財源内訳  |                  |   |   |
|   | 国                | 962億8,028万円   | <b>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】〈拡充〉 4億7,234万円</b><br>(1) 就労支援事業<br>18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人開拓などにより、被保護者の早期就労に向けた、きめ細かな支援を展開します。<br>(2) <u>年金相談事業〈拡充〉</u><br>被保護者の年金制度の適切な活用に向け、年金受給資格の調査、確認等を行います。<br>特に「 <u>年金機能強化法</u> 」改正法の施行に伴い、 <u>年金受給資格期間が10年に短縮されたことにより、新たに受給資格を取得した被保護者に対して、重点的に手続き等の支援を実施します。</u> |
|   | 県                | —   |   |
|   | その他              | 19億5,065万円  |   |
|   | 市費               | 321億2,633万円   |   |
| <b>3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 3億9,127万円</b><br>生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて職場実習・就労訓練の場の提供、家計管理の支援など、多面的な相談支援を実施します。<br>(1) 自立相談支援事業・住居確保給付金の支給<br>各区に自立相談支援員を配置し、生活困窮者の状況に応じた自立支援計画を作成します。これに沿って、ジョブスポットと連携した一般就労に向けた支援や、離職により住宅を失う恐れがある方に対する家賃相当額の支給（有期）により、住まいの確保を通じた求職活動の支援などを行います。<br>(2) 就労準備支援事業、家計相談支援事業等<br>利用者の個々の能力に応じて、定時出勤の習得など基礎的な訓練を行う就労準備支援事業や、より就労に近い訓練を行う就労訓練事業（中間的就労）の利用を図り就労支援を進めます。<br>また、家計収支のバランスの見直しや多重債務の整理支援など、家計改善の観点からの支援なども含め、自立に向けた包括的な支援を展開します。<br>(3) <u>寄り添い型学習支援事業〈拡充〉</u><br>貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施するほか、高校等に進学した後のフォローを強化します。<br>・ <u>中学生の受入枠の拡大：90人増 計810人（28年度：720人）</u><br>・ <u>高校中退防止の取組強化（18区）</u> |                  |   |   |

|          |            |         |  |
|----------|------------|---------|--|
| 29       | 援護対策事業     |         | <b>事業内容</b><br>寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。   |
| 本年度      | 15億8,656万円 |         | <b>1 寿地区対策 1億7,324万円</b><br>(1) 寿町総合労働福祉センター事業<br>(2) 寿生活館運営事業<br>(3) 寿地区対策事業<br>(4) 寿福祉プラザ運営事業                      |
| 前年度      | 16億6,185万円 |         | <b>2 寿町総合労働福祉会館の再整備 1億5,204万円</b><br>28年度に引き続き、既存会館の解体工事を、29年5月まで行う予定です。その後の新築工事については、29年度上半期に契約手続きを行い、9月から実施する予定です。 |
| 差引       | △7,529万円   |         | <b>3 ホームレス等自立支援事業 4億1,041万円</b><br>生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。                                       |
| 本年度の財源内訳 | 国          | 9億864万円 | <b>4 中国残留邦人等援護対策事業 8億5,087万円</b><br>中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。                 |
|          | 県          | —       |  |
|          | その他        | 7,259万円 |  |
|          | 市費         | 6億533万円 |  |

**臨時福祉給付金給付事業費について**  
(28年度12月補正予算を繰り越して継続実施するもの)

消費税率引上げの延期に伴い、軽減税率の導入も延期となったことから、低所得者に与える負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として28年度臨時福祉給付金の支給対象者へ給付します。

- 1 対象見込み者数及び給付額** 51.5万人、1人当たり1万5千円  
事務経費の節減を考慮して、29年4月から31年9月までの2年半分を一括して支給。
- 2 補正予算計上額** 86億3,477万円（財源は全額国費）

【内訳】事業費：77億2,500万円、事務費：9億977万円

事務費は、コールセンター、相談窓口、事務処理センター審査支給システムの構築・運用、申請書作成経費等を計上。

※29年3月に申請受付を開始し、6か月間申請受付をする予定であり、28年度中の事業の完了は見込めないため、全額繰越明許費を設定しています。

《参考》28年度臨時福祉給付金（28年度当初予算）

- 支給対象者：28年1月1日（基準日）時点で横浜市の住民基本台帳に登録されている方で、次の①及び②の両方に該当する方
  - ・①28年度市民税が課税されていない方（市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除く）
  - ・②生活保護等を受けていない方
- 支給対象者数及び給付額：51.5万人、1人当たり3千円
- 予算計上額：36億5,910万円  
※障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）給付事業費12億円を含む。

|              |                                  |             |  |
|--------------|----------------------------------|-------------|--|
| 30           | 小児医療費助成事業<br>・ひとり親家庭等<br>医療費助成事業 |             | 事業内容<br><b>1 小児医療費助成事業〈拡充〉 100億8,742万円</b><br>小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。<br><br>対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり）<br>(1) 0歳～小学6年生（入・通院） 303,221人<br>(2) 中学生（入院） 1,287件<br><br><u>29年4月から通院助成の対象を小学6年生まで拡大し、小学4～6年生の本人負担を3割負担から通院1回の上限額500円までに軽減します。</u><br><u>保護者の市民税が非課税の場合は、上限額500円を無料とします。</u><br>・通院、入院医療費に係る自己負担分の助成等 95億7,586万円 |
|              | 本 年 度                            | 119億3,069万円 |  |
|              | 前 年 度                            | 108億6,941万円 |  |
|              | 差 引                              | 10億6,128万円  |  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                                | 1,021万円     | <b>2 ひとり親家庭等医療費助成事業 18億4,327万円</b><br>ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。<br><br>(1) 対象者（所得制限あり）<br>ア ひとり親家庭等の親及び児童<br>イ 養育者家庭の養育者及び児童<br>(2) 対象者数見込 42,630人  |
|              | 県                                | 26億8,220万円  |  |
|              | その他                              | 1億5,174万円   |  |
|              | 市 費                              | 90億8,654万円  |  |

|              |  |             |   |                 |         |                         |         |
|--------------|--|-------------|---|-----------------|---------|-------------------------|---------|
| 31           | 後 期 高 齢 者<br>医 療 事 業<br>(後期高齢者医療<br>事業費会計) |             | 事業内容<br>国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。<br>後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して運営します。<br><b>1 対象者</b> 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方<br><b>2 被保険者数</b> 421,413人（28年度：404,117人）<br><b>3 自己負担</b> 外来・入院ともに原則定率1割負担（現役並み所得者は定率3割負担）<br><b>4 保険料</b> 均等割 43,429円 所得割率 8.66%（前年同）<br>賦課限度額（年間）57万円（前年同）  |                 |         |                         |         |
|              | 本 年 度                                      | 744億7,847万円 |   |                 |         |                         |         |
|              | 前 年 度                                      | 715億8,372万円 |   |                 |         |                         |         |
|              | 差 引  | 28億9,475万円  |   |                 |         |                         |         |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国  | —           | <table border="1"> <tr> <td>一人あたり平均保険料額（年間）</td> <td>91,585円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金年額201万円受給者の保険料額(年間)</td> <td>55,520円</td> </tr> </table><br>(1) 低所得者の一部軽減判定所得の引上げ（政令改正予定）<br>(2) 軽減特例の一部見直し（国の予算措置）<br>ア 均等割を9割、8.5割軽減する特例は、継続<br>イ 所得割を5割軽減する特例は、29年度は2割軽減<br>30年度から本則（軽減特例は行わない）に戻す予定<br>ウ 元被扶養者の均等割を9割軽減する特例は、<br>29年度は7割軽減、30年度は5割軽減、31年度から<br>本則（資格取得後2年間は5割軽減）に戻す予定<br><b>5 高額療養費の一部見直し（政令改正予定）</b><br>(1) 現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ<br>(2) 一般所得区分の外来の年間限度額を新設 | 一人あたり平均保険料額（年間） | 91,585円 | 厚生年金年額201万円受給者の保険料額(年間) | 55,520円 |
|              | 一人あたり平均保険料額（年間）                            | 91,585円     |   |                 |         |                         |         |
|              | 厚生年金年額201万円受給者の保険料額(年間)                    | 55,520円     |   |                 |         |                         |         |
|              | 県  | —           |   |                 |         |                         |         |
| 保険料等         | 406億2,368万円                                |             |   |                 |         |                         |         |
| 市 費          | 338億5,479万円                                |             |   |                 |         |                         |         |

|          |                         |               |
|----------|-------------------------|---------------|
| 32       | 国民健康保険<br>(国民健康保険事業費会計) |               |
| 本年度      |                         | 4,060億8,470万円 |
| 前年度      |                         | 4,037億4,945万円 |
| 差引       |                         | 23億3,525万円    |
| 本年度の財源内訳 | 国                       | 713億9,637万円   |
|          | 県                       | 189億9,435万円   |
|          | その他                     | 2,833億8,649万円 |
|          | 市費                      | 323億749万円     |

## 事業内容

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

- 1 被保険者数**：820,200人 (28年度：840,290人)  
**世帯数**：525,200世帯 (28年度：531,686世帯)

### 2 一部負担金割合

原則3割。小学校就学前は2割。  
70歳以上は2割※(現役並み所得者は3割)。  
※26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた人は、特例により1割負担。

### 3 高額療養費(70歳以上)の一部見直し(政令改正予定)

- ア 現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ  
イ 一般所得区分の外来の年間限度額を新設

### 4 医療費適正化対策〈拡充〉

データヘルス計画に基づく保健事業を実施し、被保険者の健康増進及び医療費適正化を図ります。  
(1) 特定健康診査・保健指導(対象者：619,400人)  
特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上のための事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

#### (2) 糖尿病重症化予防事業の全区展開〈拡充〉

糖尿病重症化の恐れのある人について、保健指導や受診勧奨を行い、人工透析の導入といった重症化を予防します(モデル区5区から18区へ拡大)。

## 5 保険料

- (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ

市費繰入項目：保険料対象費用額(医療給付費分・後期支援金分)の5.5%

- (2) 低所得者に係る軽減判定所得の引上げ(政令改正予定)

- ア 5割軽減の所得基準額(世帯合計)

33万円+27万円(28年度：26.5万円)×世帯の被保険者数

- イ 2割軽減の所得基準額(世帯合計)

33万円+49万円(28年度：48万円)×世帯の被保険者数

| 軽減 | 所得合計(例：3人世帯)         |                    |
|----|----------------------|--------------------|
|    | 現行                   | 改正後                |
| 5割 | 33万円超～<br>112.5万円以下  | 33万円超～<br>114万円以下  |
| 2割 | 112.5万円超～<br>177万円以下 | 114万円超～<br>180万円以下 |

※7割軽減の所得基準額については変更なし

〈保険料率の比較〉 (29年度は見込み料率)

|      | 賦課割合 |     | 医療給付費分料率 |       | 後期支援金分料率 |       | 介護納付金分料率 |       |
|------|------|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|      | 均等割  | 所得割 | 均等割      | 所得割   | 均等割      | 所得割   | 均等割      | 所得割   |
| 29年度 | 40%  | 60% | 32,180円  | 6.64% | 9,890円   | 1.99% | 12,650円  | 2.03% |
| 28年度 | 40%  | 60% | 31,740円  | 6.43% | 10,170円  | 2.02% | 12,170円  | 2.03% |

〈29年度予算における1人あたり年間平均保険料額〉

122,336円(28年度：121,309円)

(医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計)

## 6 都道府県単位化の準備

制度改正に伴い、国民健康保険は30年度から都道府県との共同運営に移行します。

29年度は、県が策定する国保運営方針についての調整や新たな仕組みに基づく保険料算定など、都道府県化に向けた準備を本格的に進めていきます。

# V 健康で安全・安心な暮らしの支援

|          |                 |           |  |
|----------|-----------------|-----------|--|
| 33       | 370万市民の健康づくりの推進 |           | <p><b>事業内容</b></p> <p>第2期健康横浜21計画に掲げる、「食生活」「運動」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」「休養・こころ」の5つの分野の取組を加速させ、活力ある横浜を築くため、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりモデルを創出し、オール横浜で「健康寿命日本一」を目指します。</p> <p><b>1 健康横浜21推進事業【中期】 8,694万円</b><br/>区福祉保健センターにおける地域特性に応じた取組や保健活動推進員などの地域人材の育成・支援を行い、生活習慣の改善に向けた健康づくりの取組を進めます。</p> <p><b>2 よこはま健康アクション推進事業【中期】〈拡充〉 6,360万円</b><br/>生活保護受給者等への健康支援を全区に拡充することや企業と連携した従業員の健康づくりを後押しする取組として、「横浜健康経営認証制度」を推進するなど、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。</p> <p><u>(1) 生活保護受給者等への健康支援〈拡充〉(3区→18区)</u><br/>(2) 糖尿病等の疾病の重症化予防の推進 (医療局予算含む)<br/>(3) シニアパワーが発揮される社会参加の環境づくりの推進<br/>(4) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」の推進<br/>(5) 企業と協働した市民の健康づくりの社会環境の整備 「横浜健康経営認証制度」の推進</p> <p>(6) 社会参加やつながりを通じた健康づくりの普及・啓発<br/>(7) 健康行動を誘発する魅力あるプロモーションの展開<br/>(8) ヘルスデータを活用した効果的な健康づくり事業の推進</p> <p><b>3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】〈拡充〉 3億7,440万円</b><br/>市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。</p> <p><u>(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉</u><br/>市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施します。第1期(26～29年度)の最終年度として、累計30万人の市民参加を目指します。<br/>(新規参加予定者5万3千人)<br/>また、参加者への継続支援を推進し、より広い世代に向けて「歩くムーブメント」を拡大していくため、<u>30年度以降の第2期に向けた準備(スマホアプリ開発や参加者への周知等)を進めます。</u></p> <p>(2) よこはま健康スタンプラリー事業<br/>子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。</p> <p>(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P11)〉</p> <p><b>4 食育の推進【中期】 226万円</b><br/>第2期横浜市食育推進計画(28年度～32年度)を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」、「市民の食育活動との協働」、「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、企業・団体等と連携して、食育の推進に取り組んでいきます。</p> |
| 本年度      | 5億2,720万円       |           |  |
| 前年度      | 5億1,500万円       |           |  |
| 差引       | 1,220万円         |           |  |
| 本年度の財源内訳 | 国               | 4,097万円   |  |
|          | 県               | 1,013万円   |  |
|          | その他             | 5,425万円   |  |
|          | 市費              | 4億2,185万円 |  |

医療局予算 37万円含む

| 34                 | がん検診事業 |   | <b>事業内容</b><br><b>1 各種がん検診の実施【中期】 41億5,697万円</b><br>がんの早期発見・早期治療の促進を目的として、市民の受診機会を確保するため、各種がん検診を実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。<br>(胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|--------------------|--------|---|---|----------|--|--|----|--|----|------|------|-------|----|------------------|---------|---------|-----|-------------------|---------|---------|-------|--|------------------|---------|---------|--------|--|----------------------|----------|----------|-------|--|----------------------|---------|---------|--------|--|------------------|----------|----------|--------------------|--|---------------------|---------|---------|--|--|---|----------|
|                    | 本年度    | 44億3,627万円  |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    | 前年度    | 42億8,381万円  |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    | 差引     | 1億5,246万円   |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 本年度の財源内訳           | 国      | 1億2,514万円   |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    | 県      | —   |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    | その他    | 169万円   |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    | 市費     | 43億944万円  |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    |        |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>対象</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">胃がん検診</td> <td>X線</td> <td>40歳以上<br/>(年度に1回)</td> <td>55,500人</td> <td>54,500人</td> </tr> <tr> <td>内視鏡</td> <td>50歳以上<br/>(2年度に1回)</td> <td>10,000人</td> <td>13,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肺がん検診</td> <td>40歳以上<br/>(年度に1回)</td> <td>77,000人</td> <td>93,600人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性<br/>(2年度に1回)</td> <td>130,000人</td> <td>130,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性<br/>(2年度に1回)</td> <td>75,000人</td> <td>75,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大腸がん検診</td> <td>40歳以上<br/>(年度に1回)</td> <td>165,000人</td> <td>165,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前立腺がん検診<br/>(PSA検査)</td> <td>50歳以上の男性<br/>(年度に1回)</td> <td>73,000人</td> <td>73,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>585,500人</td> <td>604,100人</td> </tr> </tbody> </table> |          |  |  | 区分 |  | 対象 | 28年度 | 29年度 | 胃がん検診 | X線 | 40歳以上<br>(年度に1回) | 55,500人 | 54,500人 | 内視鏡 | 50歳以上<br>(2年度に1回) | 10,000人 | 13,000人 | 肺がん検診 |  | 40歳以上<br>(年度に1回) | 77,000人 | 93,600人 | 子宮がん検診 |  | 20歳以上の女性<br>(2年度に1回) | 130,000人 | 130,000人 | 乳がん検診 |  | 40歳以上の女性<br>(2年度に1回) | 75,000人 | 75,000人 | 大腸がん検診 |  | 40歳以上<br>(年度に1回) | 165,000人 | 165,000人 | 前立腺がん検診<br>(PSA検査) |  | 50歳以上の男性<br>(年度に1回) | 73,000人 | 73,000人 |  |  | 計 | 585,500人 |
| 区分                 |        | 対象  | 28年度  | 29年度     |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 胃がん検診              | X線     | 40歳以上<br>(年度に1回)  | 55,500人   | 54,500人  |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    | 内視鏡    | 50歳以上<br>(2年度に1回)   | 10,000人   | 13,000人  |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 肺がん検診              |        | 40歳以上<br>(年度に1回)  | 77,000人   | 93,600人  |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 子宮がん検診             |        | 20歳以上の女性<br>(2年度に1回)  | 130,000人  | 130,000人 |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 乳がん検診              |        | 40歳以上の女性<br>(2年度に1回)  | 75,000人   | 75,000人  |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 大腸がん検診             |        | 40歳以上<br>(年度に1回)  | 165,000人  | 165,000人 |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
| 前立腺がん検診<br>(PSA検査) |        | 50歳以上の男性<br>(年度に1回)   | 73,000人   | 73,000人  |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    |        | 計   | 585,500人  | 604,100人 |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    |        | <b>2 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化 2,185万円</b><br>妊婦の方は産婦人科を定期的に受診し、罹患率の高まる年齢の方が大部分を占めていることから、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配布する健診券綴の中に、子宮頸がん検診無料クーポン券を引き続き追加し、効果的な子宮頸がん予防策を実施します。   |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |
|                    |        | <b>3 受診勧奨通知等の個別送付〈拡充〉 2億5,745万円</b><br>(1) きめ細かな受診勧奨<br>21歳から69歳までの対象となる方へ年代別に通知内容を変えるなど、きめ細かな受診勧奨通知を送付し受診率の向上を図ります。<br>(2) 検診開始年齢の方への無料クーポン券等の送付<br>子宮頸がん検診の開始対象となる20歳及び乳がん検診の開始対象となる40歳の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。<br>〈対象人数〉 子宮頸がん 約2万人、乳がん 約3万人<br><u>(3) 受診勧奨通知または無料クーポン券対象者への再勧奨通知〈拡充〉</u><br><u>これまで子宮がん(20歳)及び乳がん(40歳)検診開始初年度の無料クーポン券対象者の方に送付していた再勧奨通知について、特定の年齢の方も対象に加え送付します。</u><br><u>〈対象年齢〉 20・25・30・35歳(女性)</u><br><u>40・45・50・55・60歳(男女)</u><br>(4) 精密検査未受診者への受診勧奨<br>がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。 |   |          |  |  |    |  |    |      |      |       |    |                  |         |         |     |                   |         |         |       |  |                  |         |         |        |  |                      |          |          |       |  |                      |         |         |        |  |                  |          |          |                    |  |                     |         |         |  |  |   |          |

| 35   | 予 防 接 種 事 業                          |             | <b>事業内容</b><br>感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に<br>予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関に<br>において実施します。   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
|--|--------------------------------------|-------------|--|--|--|--------|-----------------|------|---------|--------------------------------------|----|------------|------|---------|--|------------|------|--------|--|------|----|------|--|-------------|----|-----|--|------|----|----------|----|----|----|----|-----------|-----------|--|-------|----|--------|----|-------------|----|----|----------|------|--|-----------|----|-----------|--|------------|----|
| 本 年 度  | 98億630万円                             |             | <b>1 予防接種コールセンターの設置〈新規〉3,000万円</b><br><u>市民からの問い合わせにきめ細かく対応するため、</u><br><u>予防接種コールセンターを設置します。</u>  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 前 年 度  | 94億5,938万円                           |             | <b>2 子どものための予防接種事業 80億8,667万円</b><br>四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、<br>ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻しん風しん混合<br>ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 差 引  | 3億4,692万円                            |             | <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th></th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒブ</td> <td></td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td></td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎※1</td> <td></td> <td>1歳未満</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>四種混合</td> <td></td> <td>生後3か月～7歳半未満</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>BCG</td> <td></td> <td>1歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">麻しん風しん混合</td> <td>1期</td> <td>1歳</td> <td rowspan="2">2回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>5歳～7歳未満※2</td> </tr> <tr> <td>水痘(水ぼうそう)</td> <td></td> <td>1歳～2歳</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎※3</td> <td>1期</td> <td>生後6か月～7歳半未満</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>9歳～13歳未満</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td></td> <td>11歳～13歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防※4</td> <td></td> <td>小6～高1相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> |  |  | ワクチン種類 |                 | 対象者  | 接種回数    | ヒブ                                   |    | 生後2か月～5歳未満 | 1～4回 | 小児用肺炎球菌 |  | 生後2か月～5歳未満 | 1～4回 | B型肝炎※1 |  | 1歳未満 | 3回 | 四種混合 |  | 生後3か月～7歳半未満 | 4回 | BCG |  | 1歳未満 | 1回 | 麻しん風しん混合 | 1期 | 1歳 | 2回 | 2期 | 5歳～7歳未満※2 | 水痘(水ぼうそう) |  | 1歳～2歳 | 2回 | 日本脳炎※3 | 1期 | 生後6か月～7歳半未満 | 4回 | 2期 | 9歳～13歳未満 | 二種混合 |  | 11歳～13歳未満 | 1回 | 子宮頸がん予防※4 |  | 小6～高1相当の女子 | 3回 |
| ワクチン種類   |                                      | 対象者         | 接種回数   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| ヒブ   |                                      | 生後2か月～5歳未満  | 1～4回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 小児用肺炎球菌  |                                      | 生後2か月～5歳未満  | 1～4回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| B型肝炎※1   |                                      | 1歳未満        | 3回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 四種混合   |                                      | 生後3か月～7歳半未満 | 4回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| BCG  |                                      | 1歳未満        | 1回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 麻しん風しん混合   | 1期                                   | 1歳          | 2回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
|  | 2期                                   | 5歳～7歳未満※2   |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 水痘(水ぼうそう)  |                                      | 1歳～2歳       | 2回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 日本脳炎※3   | 1期                                   | 生後6か月～7歳半未満 | 4回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
|  | 2期                                   | 9歳～13歳未満    |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 二種混合   |                                      | 11歳～13歳未満   | 1回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 子宮頸がん予防※4  |                                      | 小6～高1相当の女子  | 3回   |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳   | 国                                    | 1,979万円     |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
|  | 県                                    | 1,768万円     |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
|  | その他                                  | 1万円         |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
|  | 市 費                                  | 97億6,882万円  |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| ※1 28年4月1日以降生まれが対象<br>※2 小学校入学1年前の4月1日～<br>入学の年の3月31日まで<br>※3 接種が完了していない方の内、生年月日が9年4月2日から<br>19年4月1日の間は、20歳未満まで、19年4月2日から<br>21年10月1日までの方は2期の接種期間中に1期の未接種分を<br>接種可能<br>※4 25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え              |                                      |             |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| <b>3 高齢者のための予防接種事業 16億111万円</b><br><b>(1) 肺炎球菌ワクチン 4億4,868万円</b><br>高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻<br>みの対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワ<br>クチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。<br>(自己負担額：3,000円) |                                      |             | <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者(29年度に迎える年齢)</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人用肺炎球菌</td> <td>65歳、70歳、75歳、80歳、<br/>85歳、90歳、95歳、100歳</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>   |  |  | ワクチン種類 | 対象者(29年度に迎える年齢) | 接種回数 | 成人用肺炎球菌 | 65歳、70歳、75歳、80歳、<br>85歳、90歳、95歳、100歳 | 1回 |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| ワクチン種類   | 対象者(29年度に迎える年齢)                      | 接種回数        |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| 成人用肺炎球菌  | 65歳、70歳、75歳、80歳、<br>85歳、90歳、95歳、100歳 | 1回          |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| <b>(2) 季節性インフルエンザワクチン 11億5,243万円</b><br>65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、イ<br>ンフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。<br>(自己負担額：2,300円)  |                                      |             |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |
| <b>4 風しん対策事業 8,852万円</b><br>「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、予防接種費用及び抗体検査<br>費用の助成を実施します。   |                                      |             |  |  |  |        |                 |      |         |                                      |    |            |      |         |  |            |      |        |  |      |    |      |  |             |    |     |  |      |    |          |    |    |    |    |           |           |  |       |    |        |    |             |    |    |          |      |  |           |    |           |  |            |    |

|   |                  |           |  |
|---|------------------|-----------|--|
| 36  | 感染症・食中毒<br>対策事業等 |           | <b>事業内容</b><br>感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。                   |
| 本年度   | 6億2,515万円        |           | <b>1 感染症・食中毒対策事業 3,032万円</b><br>感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。                      |
| 前年度   | 6億6,213万円        |           | <b>2 感染症発生動向調査事業 5,269万円</b><br>デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。      |
| 差引  | △3,698万円         |           | <b>3 結核対策事業 2億6,022万円</b><br>結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。          |
| 本年度の<br>財源内訳  | 国                | 1億7,967万円 | <b>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,078万円</b><br>エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 |
|   | 県                | 33万円      |  |
|   | その他              | 359万円     |  |
|   | 市費               | 4億4,156万円 |  |
| <b>5 衛生研究所運営事業 2億2,114万円</b>  |                  |           |  |
| (1) 管理事業<br>衛生研究所の運営及び建物設備の管理等を行います。  |                  |           |  |
| (2) 試験検査事業<br>保健所等から持ち込まれる検体（細菌やウイルス、食品等）の試験検査を行います。  |                  |           |  |
| (3) 試験検査機器維持整備事業<br>(2)の「試験検査事業」で実施する試験検査に必要な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性の確保を図ります。  |                  |           |  |
| (4) 調査研究・研修指導事業<br>日常の試験検査業務から派生した技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を実施します。<br>また、保健所など公衆衛生行政に携わる市の職員や学生等に対する研修を行います。  |                  |           |  |
| (5) 感染症・疫学情報提供等事業<br>市内の医療機関から得られた感染症の発生状況を国へ報告するとともに、国内外の感染症の情報を医療機関や市民へ情報提供し、市民の感染症予防・啓発を行います。<br>また、区局で実施する健康に関連したアンケート調査の統計分析等を行うことにより、施策立案の根拠の明確化を支援します。 |                  |           |  |
| (6) ヘルスデータ活用事業（健康アクション推進事業）〈再掲(P30)〉<br>各種生活習慣、疾病や死亡統計などの健康に関連したデータや、協会けんぽや国民健康保険加入者の健診データ等を分析・把握し、地域特性や健康課題などに関する施策の根拠を明らかにし、また、事業評価を行います。                   |                  |           |  |



|              |                      |   |  |
|--------------|----------------------|---|--|
| 37           | 新型インフルエンザ<br>対 策 事 業 | <b>事業内容</b><br>新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。 |  |
| 本 年 度        |                      | 7,536万円   | <b>1 医療体制の確保等</b> <b>7,486万円</b>   |
| 前 年 度        |                      | 7,885万円   | (1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を整備します。 |
| 差 引          |                      | △ 349万円   | (2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき市内薬局で備蓄します。         |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                    | —   | (3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。                                   |
|              | 県                    | —   | (4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。                          |
|              | その他                  | —   | <b>2 市民啓発の推進</b> <b>50万円</b>   |
|              | 市 費                  | 7,536万円   | 市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。                                     |

|              |         |             |   |
|--------------|---------|-------------|---|
| 38           | 医療安全の推進 | <b>事業内容</b> |   |
|              |         |             | <b>1 医療安全支援センター事業〈拡充〉</b> <b>1,398万円</b>  |
|              |         |             | (1) <u>医療安全相談窓口の運営〈拡充〉</u><br>医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。              |
| 本 年 度        |         | 6,596万円     | (2) 医療安全研修会等の開催<br>患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会を開催します。<br>また、出前講座等の市民向け啓発を行います。 |
| 前 年 度        |         | 6,571万円     | <b>2 薬務事業</b> <b>1,290万円</b>  |
| 差 引          |         | 25万円        | (1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国       | —           | (2) 薬物乱用防止啓発等<br>危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。        |
|              | 県       | —           | (3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。  |
|              | その他     | 2,874万円     | <b>3 医療指導事業</b> <b>3,908万円</b>  |
|              | 市 費     | 3,722万円     | 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）や診療所及び医療法人等への許認可業務等を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。              |

|          |           |           |  |
|----------|-----------|-----------|--|
| 39       | 食の安全確保事業  |           | <b>事業内容</b><br>食品関係施設への監視指導や検査により、食中毒や違反食品の流通を防止し、食の安全を確保します。  |
| 本年度      | 2億5,548万円 |           | <b>1 食品衛生監視指導等事業 3,863万円</b><br>食品関係施設に対する監視指導等を実施します。   |
| 前年度      | 2億7,856万円 |           | <b>2 食の安全強化対策事業 8,121万円</b><br>ノロウイルス等による食中毒を防止し、残留農薬、アレルギー物質、カビ毒等による危害を防止するため監視指導や検査を実施して、違反食品を排除します。 |
| 差引       | △2,308万円  |           | <b>3 食品の放射性物質検査事業 1,306万円</b><br>市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。                                |
| 本年度の財源内訳 | 国         | 231万円     | <b>4 食品の適正表示推進事業 248万円</b><br>食品の原産地や原材料等の適正な表示が守られるように、販売店等の立入や事業者の啓発を行います。                           |
|          | 県         | —         | <b>5 市場衛生検査所運営事業 1億2,010万円</b><br>市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。                         |
|          | その他       | 2億2,399万円 |  |
|          | 市費        | 2,918万円   |  |

|          |              |         |  |
|----------|--------------|---------|--|
| 40       | 快適な生活環境の確保事業 |         | <b>事業内容</b><br>環境衛生営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可について厳格な審査を行います。  |
| 本年度      | 7,970万円      |         | <b>1 環境衛生監視指導等事業〈拡充〉 6,272万円</b><br>ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い墓地の許可事務を適切に行います。<br><u>29年度に民泊新法が施行されることから、民泊サービスの調査・指導等を新たに行います。</u> |
| 前年度      | 7,414万円      |         | <b>2 建築物衛生、居住衛生等対策事業〈拡充〉 1,258万円</b><br>レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時の調査を行います。<br><u>また、ビル等に設置された貯水槽を対象に、災害時給水協力貯水槽の認定を進めます。</u>   |
| 差引       | 556万円        |         | <b>3 災害時生活用水確保事業 440万円</b><br>災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を実施します。   |
| 本年度の財源内訳 | 国            | —       |  |
|          | 県            | —       |  |
|          | その他          | 1,883万円 |  |
|          | 市費           | 6,087万円 |  |

|          |               |           |  |
|----------|---------------|-----------|--|
| 41       | 動物の愛護及び保護管理事業 |           | <b>事業内容</b><br>犬や猫の適正飼育や終生飼育の啓発、不妊去勢手術の推進、犬や猫の保護収容や狂犬病予防に取り組み、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指します。<br><b>1 動物愛護センター運営事業 3,375万円</b><br>動物行政の拠点として適正で効率的な施設運営、維持管理を図るとともに、動物愛護をきっかけとした市民活動を支援する交流の場として活用を図ります。<br><b>2 動物愛護普及啓発事業 3,786万円</b><br>動物愛護フェスタ等の啓発事業や、マイクロチップ装着費用の一部を助成します。<br>また、 <u>猫の不妊去勢手術費用の助成については、対象を飼い主のいない猫に限定するとともに、事業を実施する動物病院を市外へ拡大します。</u><br><b>3 動物保護管理事業 6,871万円</b><br>市民からの依頼に基づく犬・猫の引取り業務、飼い主が不明の犬・猫及び傷病動物の保護収容業務等を行います。保護収容した犬や猫等は飼い主への返還や可能な限りの譲渡を行います。<br><b>4 狂犬病予防事業 6,073万円</b><br>犬の登録率と注射の接種率の向上のため、犬鑑札や狂犬病予防注射済票の交付を市内動物病院等に委託するほか、集合注射会場の開設、未注射の犬の飼い主への接種勧奨を行います。 |
| 本年度      | 2億105万円       |           |  |
| 前年度      | 2億3,049万円     |           |  |
| 差引       | △2,944万円      |           |  |
| 本年度の財源内訳 | 国             | —         |  |
|          | 県             | —         |  |
|          | その他           | 1億3,599万円 |  |
|          | 市費            | 6,505万円   |  |

|          |   |           |   |
|----------|---|-----------|---|
| 42       | 公害健康被害者等への支援<br>(一般会計・公害被害者救済事業費会計)<br>難病対策事業 |           | <b>事業内容</b><br><b>1 公害健康被害者対策事業(一般会計) 5億7,861万円</b><br>公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。<br>○公害健康被害補償事業、公害保健福祉事業、環境保健事業、環境保健サーベイランス調査事業<br><b>2 石綿健康被害対策事業(一般会計) 2,232万円</b><br>環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。<br><b>3 公害被害者救済事業費会計 4,706万円</b><br>横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。<br>○給付事業、公害保健センター事業等<br><b>4 難病対策事業(拡充) 1億1,823万円</b><br>難病法第40条及び同法附則の規定により、30年4月に特定医療費(指定難病)助成業務を主とする <u>難病対策事業が道府県から政令市に移譲されることに伴い、29年度は業務システムの構築や、条例・規則の整備等の準備業務を行います。</u><br>また、各区における難病相談事業や一時入院事業といった既存事業も引き続き実施します。 |
| 本年度      | 7億6,622万円                                     |           |   |
| 前年度      | 6億9,634万円                                     |           |   |
| 差引       | 6,988万円                                       |           |   |
| 本年度の財源内訳 | 国   | 4,783万円   |   |
|          | 県   | 222万円     |   |
|          | その他   | 5億8,749万円 |   |
|          | 市費  | 1億2,868万円 |   |

|                                      |                                    |            |  |
|--------------------------------------|------------------------------------|------------|--|
| 43                                   | 斎場・墓地管理運営事業<br>(一般会計・新墓園<br>事業費会計) |            | <b>事業内容</b><br><b>1 斎場運営事業〈拡充〉 18億2,315万円</b><br>火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。また、北部斎場で繁忙期に予備炉を稼働させるため、休憩室の増室改修工事を行います。 |
| 本 年 度                                | 49億6,285万円                         |            | <b>2 民営斎場使用料補助事業 2,872万円</b><br>民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。  |
| 前 年 度                                | 29億1,303万円                         |            | <b>3 墓地霊堂事業 3億7,582万円</b><br>市営墓地・霊堂の管理運営を行うとともに、久保山墓地で未使用区画の再募集を行います。また、市民の墓地に関する考えやニーズを把握するため、アンケート調査を行います。          |
| 差 引                                  | 20億4,982万円                         |            | <b>4 メモリアルグリーン事業 9,716万円</b><br>メモリアルグリーンの管理運営を行います。   |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳 | 国                                  | —          | <b>5 市営墓地整備事業【中期】 26億2,800万円</b><br>(1) 日野こもれび納骨堂 14億2,800万円<br>建築工事、使用者募集等  |
|                                      | 県                                  | —          | (2) 舞岡地区新墓園 12億円<br>実施設計、用地買替等   |
|                                      | その他                                | 12億8,552万円 | <b>6 新斎場整備検討事業【中期】〈新規〉 1,000万円</b><br>今後の火葬需要の増加に備えるため、新たな斎場整備について検討します。   |
|                                      | 市 費                                | 36億7,733万円 |  |



## よこはま健康ファミリー

@yokohama\_kenko

横浜市役所の公式Twitterアカウントです。  
 健康ファミリーは健康長寿日本一を目指す  
 横浜市に住む家族(パパ、ママ、ワタシ、  
 ヘルスイ(ペット:犬))です！  
 健康づくりに関するお得な情報を発信して  
 います。

# 外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

| 団体名                               | 区 分 | 28年度      | 29年度      | 増 △ 減    | 主な事業内容   |
|-----------------------------------|-----|-----------|-----------|----------|--|
| (公財)寿町勤労者福祉協会                     | 補助金 | 70,000    | 66,100    | △ 3,900  | ① 寿町総合労働福祉会館の代替仮施設の管理・診療所の運営等  |
|                                   | 委託料 | 42,199    | 42,199    | 0        | ① 寿生活館の管理  |
|                                   | 計   | 112,199   | 108,299   | △ 3,900  |  |
| (福)横浜市社会福祉協議会<br>＜合計＞             | 補助金 | 4,435,955 | 4,363,803 | △ 72,152 |  |
|                                   | 委託料 | 1,636,769 | 1,717,104 | 80,335   |  |
|                                   | 計   | 6,072,724 | 6,080,907 | 8,183    |  |
| (福)横浜市社会福祉協議会<br>(*障害者支援センター分を除く) | 補助金 | 1,451,838 | 1,422,261 | △ 29,577 | ① 団体事業費等<br>② 特定資金利子補給<br>③ 横浜生活あんしんセンター<br>④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営      |
|                                   | 委託料 | 1,300,126 | 1,332,748 | 32,622   | ① 地域ケアプラザの管理・運営<br>(地域包括支援センターの運営)<br>② 福祉保健研修交流センターの運営              |
|                                   | 計   | 2,751,964 | 2,755,009 | 3,045    |  |
| 障害者支援センター                         | 補助金 | 2,984,117 | 2,941,542 | △ 42,575 | ① 地域活動支援センター・地域作業所助成<br>② グループホームA型助成<br>③ 地域活動ホーム助成                 |
|                                   | 委託料 | 336,643   | 384,356   | 47,713   | ① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営   |
|                                   | 計   | 3,320,760 | 3,325,898 | 5,138    |  |
| (福)横浜市リハビリテーション事業団                | 委託料 | 2,671,984 | 2,706,082 | 34,098   | ① リハビリテーションセンター等の運営<br>② 障害者スポーツ文化センターの運営等                           |
|                                   | 計   | 2,671,984 | 2,706,082 | 34,098   |  |
| (公財)横浜市総合保健医療財団                   | 補助金 | 4,234     | 2,136     | △ 2,098  | ① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等  |
|                                   | 委託料 | 930,604   | 928,761   | △ 1,843  | ① 総合保健医療センターの運営<br>② 生活支援センターの運営<br>③ 精神障害者の家族支援<br>④ 認知症疾患医療センターの運営 |
|                                   | 計   | 934,838   | 930,897   | △ 3,941  |  |
| 合 計                               |     | 9,791,745 | 9,826,185 | 34,440   |  |





HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし